障がいのある人の
福祉のしおり

２０２５年4月　発行

いとしまし
糸島市

本しおりにおける「障がい（者）」・「障害」の使い分けについて

糸島市役所では、障害の「害」の漢字の表記に否定的で負のイメージがあることから、できるだけ「ひらがな」で表記することにしています。本しおりにおいても、障がいのある人の基本的人権を尊重し、心のバリアフリーを推進する観点から、ひらがな表記を行うものです。

ただし、法令・条例や制度などの名称、施設・法人・団体などの固有名詞が「障害」となっている場合と、「視覚障害」「障害物」「障害を除去する」など人を指さない場合については、そのまま漢字で「障害」と表記しています。

マイナンバーカード（個人番号カード）の取得

福祉のサービスを利用する手続きの際、マイナンバーカードの提示をお願いしています。マイナンバーカードをまだ持たれてない人は、以下の方法で手続きをお願いします。

●マイナンバーカードの申請方法

マイナンバーカードの申請には、次の方法があります。

①市民課窓口での申請

②郵送による申請

③パソコンによる申請

④スマートフォンによる申請

⑤証明写真機による申請

●マイナンバーカードの交付（カードの受け取り）

マイナンバーカードの交付は、市民課の窓口で行っています。

なお、受け取りは必要書類を持参のうえ、ご本人が来庁してください。

詳しくは、市ホームページサイト内検索から

マイナンバー交付申請　検　索

障がいのある人の福祉相談窓口

「糸島市障がい者相談支援センター」

「糸島市障がい者相談支援センター」は、糸島市から障害者（児）相談支援事業の委託を受け、糸島市内に４か所設置されている障がい福祉の身近な相談窓口です。

（＊「障害者相談支援事業」は、障害者総合支援法において、市町村が行う必須事業として位置付けられています。）

障がいに関わる全ての相談に対し、専門職員が電話や訪問などを含む相談支援を行っています。

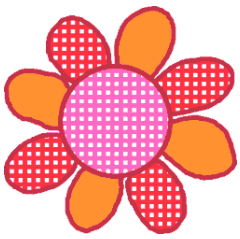

〇必要な情報の提供や助言

〇市や障害福祉サービス等事業者などとの連絡調整

〇障がいのある人の権利擁護のために必要な支援

〇障害福祉サービス等を利用する際の計画作成

などを行っています。

◎何かありましたら、お気軽にご相談ください。

【開所日】月曜日～金曜日　9:00～17:00（土日祝日及び年末年始は休みです）

【相談先】

名称	場所	連絡先
糸島市障がい者相談支援センターあごら	糸島市潤一丁目 22 番 1 号 【糸島市健康福祉センターあごら内】	TEL　324-8300 FAX　324-3166
糸島市障がい者相談支援センター志摩学園	糸島市志摩初 30 番地 【糸島市交流プラザ志摩館内】	TEL　332-8265 FAX　332-8266
糸島市障がい者相談支援センター木の実	糸島市前原中央二丁目 13 番 16 号 【障がい者しごと支援センター木の実内】	TEL　321-1322 FAX　321-1342
糸島市障がい者相談支援センター木の実二丈センター	糸島市二丈深江一丁目 1 番 20 号 【糸島市交流プラザ二丈館内】	TEL　332-0587 FAX　332-0585

《 目　次 》

1　手帳について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

(1) 身体障害者手帳　・・・1

(2) 療育手帳　・・・1

(3) 精神障害者保健福祉手帳　・・・2

2　医療について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

(1) 重度障がい者医療　・・・3

(2) 自立支援医療　・・・4

1) 育成医療（身体障がいのある児童）

2) 更生医療（身体障がいのある人）

3) 精神通院医療

(3) 後期高齢者医療　・・・7

3　難病などについて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

(1) 指定難病への医療費助成制度＜特定医療費（指定難病）制度＞　・・・8

(2) 小児慢性特定疾病医療費助成制度　・・・8

(3) 障害福祉サービス等の受給　・・・9

4　福祉サービスについて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

(1) 相談事業（障がい者相談窓口）について　・・・10

1) 障がい者相談支援センター

2) 子育て支援課

3) 教育相談

4) 福岡県障がい者 110 番

5) 糸島市障がい者虐待通報電話

6) 福岡県糸島地域在宅医療支援センター

7) 福岡県福祉サービス苦情解決相談

8) 福岡県発達障がい者（児）支援センター（福岡地区）Ｌｉｆｅ

9) 障がい者相談員

(2) 障害福祉サービスについて　・・・14

1) 介護給付・・・介護の支援を受ける場合

2) 訓練等給付・・・訓練等の支援を受ける場合

3) 児童福祉法による通所サービス

＊障害福祉サービス利用のながれ

＊児童発達支援・放課後などデイサービス利用のながれ

(3) 地域生活支援事業について　・・・18

1) 日常生活用具の給付

2) 障がいのある人の就労支援

3) 意思疎通支援、手話通訳者等派遣事業

4) 成年後見人制度利用支援

5）遊びの広場わおん（余暇活動支援事業）
6）その他の地域生活支援事業

(4) 補装具費の支給 ・・・30

(5) 児童に関するサービス（療育事業等）について ・・・31
1）子育て支援課の療育相談事業
2）児童福祉法による通所サービス（再掲 15 ページ）
3）小児慢性特定疾病児への日常生活用具給付
4）軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成
5）糸島市医療的ケア児在宅レスパイト事業

(6) その他の事業について ・・・35
1）福岡県すみよか事業
2）車椅子の貸し出し
3）日常生活自立支援事業

5　年金・手当などについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
(1) 障害基礎年金 ・・・37
(2) 障害厚生年金 ・・・37
(3) 特別障害給付金 ・・・38
(4) 労災障害（補償）給付 ・・・38
(5) 特別児童扶養手当 ・・・39
(6) 障害児福祉手当 ・・・39
(7) 特別障害者手当 ・・・40
(8) 心身障害者扶養共済制度 ・・・41
(9) 福岡県腎臓疾患患者福祉給付金 ・・・42
(10) 外国人福祉手当支給事業 ・・・43

6　税金の取り扱いについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
(1) 所得税 ・・・44
(2) 市県民税（住民税） ・・・44
(3) 心身障害者扶養共済制度掛金の控除（所得税・住民税共通） ・・・45
(4) おむつ、ストマ用装具に係る費用の医療費控除（所得税・住民税共通） ・45
(5) 事業税 ・・・46
(6) 相続税 ・・・46
(7) 贈与税 ・・・46
(8) 自動車税（種別割・環境性能割）、軽自動車税（種別割・環境性能割）・・・47

7　公共料金などの割引、補助について ・・・・・・・・・・・・・・・・48
(1) ＮＨＫ放送受信料の減免 ・・・48
(2) タクシー運賃の割引 ・・・48
(3) 有料道路の通行料金の割引 ・・・49
(4) 糸島市内定時定路線バス・オンデマンドバスの運賃割引 ・・・50

(5) 市営渡船ひめしま使用料助成 ・・・51
(6) ＪＲ九州鉄道の運賃割引 ・・・52
(7) ＪＲ九州バスの運賃割引 ・・・53
(8) 福岡市地下鉄の運賃割引 ・・・54
(9) 西鉄電車・西鉄バスの運賃割引 ・・・55
(10) 航空運賃の割引 ・・・57
(11) 船舶運賃の割引 ・・・57
(12) 入館料などの減免 ・・・57
(13) 体育施設使用料の減免など ・・・57
(14) 携帯電話の割引 ・・・58
(15) ケーブルテレビなどの割引 ・・・59

８　各種貸付制度について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60
(1) 肢体不自由高校生奨学金 ・・・60
(2) 生活福祉資金 ・・・60

９　その他の福祉施策について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
(1) 郵便などによる不在者投票 ・・・61
(2) 駐車禁止の規制の適用除外 ・・・61
(3) 公共施設内での売店の優先設置 ・・・62
(4) たばこ小売販売業の許可 ・・・62
(5) 公営住宅の特定目的住宅 ・・・62
(6) 青い鳥郵便葉書 ・・・62
(7) ふくおか・まごころ駐車場 ・・・63
(8) ヘルプマーク・ヘルプカード ・・・64
(9) 保育料の軽減等 ・・・65

１０　関係機関・団体等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・66
(1) 糸島市の地域活動支援センター事業 ・・・66
(2) 県内の関係機関 ・・・67

１１　オストメイト対応多目的トイレの糸島市内設置箇所 ・・・・・68

１２　糸島市立図書館　館内の読書サポートサービス ・・・・・・・70

１３　障がい者シンボルマークについて ・・・・・・・・・・・・・・71

１４　障がい者団体の紹介 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・74

1　手帳について

(1)　身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体に障がいのある人が各種の福祉サービスを受けるのに必要な手帳です。手帳には、障害程度によって１級から６級までの等級、第１種、第２種の種別があり、その等級、種別によってサービスの内容が異なります。

［対象者］

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語またはそしゃく機能、肢体（上肢、下肢、体幹）、身体内部（心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能）に永続する障がいのある人で、身体障害者福祉法で定められた障害程度に該当する人

［申請に必要なもの］

① 身体障害者手帳交付申請書
② 指定医師の診断書・意見書(所定の様式があります)
③ マイナンバーカード（あるいは通知カードと写真付きの本人確認書類）
④ 印鑑（本人自署の場合は不要、本人以外の場合は必要（スタンプ印不可））
⑤ 写真１枚（縦４㎝、横３㎝上半身を写したもの）

※ご本人以外の方が来庁される場合は、委任状が必要です。

(2)　療育手帳

療育手帳は、知的障がいのある人が各種の福祉サービスを受けるのに必要な手帳です。手帳には、障害程度によってＡ１からＢ２までの区分、第１種、第２種の種別があり、その区分、種別によってサービスの内容が異なります。

知的障害とは、知的機能の障害が発達期（概ね 18 歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの援助を必要とする状態にある人です。

18 歳以上の人は障がい者更生相談所の判定が、18 歳未満の人は児童相談所の判定が必要です。

［申請に必要なもの］

① 療育手帳交付申請書（市役所地域福祉課 23 番窓口に設置しています）
② 判定書（療育手帳交付用）
③ 手帳所持対象者のマイナンバーカード（あるいはマイナンバーが分かるもの）
④ 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）
⑤ 印鑑（スタンプ印不可）
⑥ 写真１枚（縦４㎝、横３㎝。申請時から１年以内に撮影された、脱帽して上半身を写したもの。カラーコピーや写真用紙でないものは不可。）

※ご本人または保護者以外の方が来庁される場合は、委任状が必要です。

(3)　精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にある人が各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳です。手帳には、障害程度によって１級から３級までの等級があり、その等級によってサービスの内容が異なります。

手帳の有効期限は、２年間です。

［申請に必要なもの］

① 精神障害者保健福祉手帳申請書

② 診断書（所定の様式があります）または診断書の代わりとなる書類として精神障害により支給される年金証書、直近の支払通知書または振込通知書の写し及び障害等級等の確認同意書

③ 印鑑（本人自署の場合は不要、本人以外の場合は必要（スタンプ印不可））

④ マイナンバーカード
（あるいは通知カードと写真付きの本人確認書類）

⑤ 写真１枚（縦４㎝、横３㎝上半身を写したもの）※更新の場合は原則不要

※ご本人以外の方が来庁される場合は、委任状が必要です。

(*)　手帳を受け取った人へ（手帳の交付を受けたあとの注意）

次の場合は届け出が必要です。

１）　住所、氏名が変わったとき(転出の場合は新住所地の障がい者福祉担当課で手続きとなりますが、新住所地が障害者施設等への入所等の場合は、転出確定後に糸島市役所地域福祉課での手続きとなります。)

２）　手帳をなくしたとき、使用できないほど破損したとき

３）　障害の程度が変わったとき、現在の障害に別の障害が加わったとき

４）　障害が回復したとき、死亡などにより手帳が不要になったとき

◎手帳を他人に譲ったり貸したりすることはできませんのでご注意ください。

【 担当 】　　糸島市役所　地域福祉課　（TEL　332-2073　FAX　321-1139）

2　医療について

(1)　重度障がい者医療

健康保険に加入している人で、次のいずれかの項目に該当する場合に、一部自己負担金を除く医療費を助成する制度です。

なお、自立支援医療など他の公費負担制度対象者は、その公費負担制度が優先適用となります。

［対象者］

３歳から 65 歳未満で下記障害要件に該当する人又は 65 歳以上で下記の障害要件に該当する後期高齢者医療の被保険者が対象です。※所得制限あり

＝障害要件＝

① 身体障害者手帳（１級・２級）所持者

② 療育手帳（Ａ・Ａ１・Ａ２・Ａ３）所持者

③ 精神障害者保健福祉手帳（１級）所持者

④ 障害基礎年金の１級かつ傷病名が知的障害または精神遅滞

※ ③に該当する人については、精神病床への入院に係る費用は対象外
（中学生までは対象）

［一部自己負担金］

いずれも１医療機関ごとに負担。※薬局での負担はありません。

入院　：１日当たり 500 円（月 10 日限度）
※３歳から中学生（月７日限度）
＊低所得者の場合　１日当たり 300 円（月 10 日限度）
※３歳から中学生　１日当たり 300 円（月７日限度）

入院外：１月当たり 500 円を限度

［申請に必要なもの］

① 重度障がい者医療費受給資格認定申請書

② 障害要件が確認できるもの（身体障害者手帳等）

③ 健康保険証もしくはマイナ保険証等

④ 所得額などの確認同意書（所得課税証明書が必要な場合があります。）

⑤ 印鑑（本人自署の場合は不要、本人以外の場合は必要（スタンプ印不可））

⑥ マイナンバーカード
（あるいは通知カードと写真付きの本人確認書類）

※ご本人以外の方が来庁される場合は、委任状が必要です。

【 担当 】　　糸島市役所　地域福祉課　（TEL　332-2073　FAX　321-1139）

(2)　自立支援医療

自立支援医療には、育成医療、更生医療、精神通院医療の３つの種類があり、費用については、原則１割負担です。

ただし、障がいのある人及び世帯（医療保険上の世帯）の課税に応じて自己負担上限額の設定や所得制限があります。

1)　育成医療（身体に障がいのある児童）

身体に障がいのある 18 歳未満の子どもが、身体障害の除去や軽減のために必要な医療を受ける場合に、その医療費の一部を助成します。

医療機関、薬局は指定されており、事前申請が原則です。

［対象者］

身体に障がいのある子どもまたは治療を行わないと将来障害を残すと認められる疾患のある子どもで、身体障害を除去・軽減する治療により、確実に効果が期待できる 18 歳未満の子ども。※身体障害者手帳の所持は問いません。

障害種別	対象疾病
肢体不自由	合指症、多指症、先天性股関節脱臼、硬膜外血腫、脳性マヒ、変形治癒骨折、拘縮、ペルテス病、脊椎側湾症、関節炎、血管腫、リンパ腫　など
視覚障害	眼球癒着、眼瞼欠損、眼瞼内反症、眼瞼外反症、眼瞼下垂症、斜視、角膜白斑、瞳孔閉鎖症、白内障、緑内障、未熟児網膜症　など
聴覚 平衡機能障害	外耳奇形、内耳奇形、中耳炎後遺症、慢性中耳炎、滲出性中耳炎、真珠腫性中耳炎、耳硬化症、小耳症、耳介奇形、耳瘻孔　など
音声・言語 そしゃく機能障害	口蓋裂、口唇裂、唇顎口蓋裂、口唇口蓋裂、口唇顎裂、巨口症、第１・第２鰓弓症候群、舌小帯短縮症　など
心臓機能障害	心室中隔欠損症、心房中隔欠損症、動脈管開存症、肺動脈狭窄、完全房室ブロック、ファロー四微症、大動脈弁閉鎖不全症　など
じん臓機能障害	慢性腎炎、腎不全　など
小腸機能障害	短腸症候群、小腸欠損、小腸閉鎖症
肝臓機能障害	胆道閉鎖症、アラジール症候群、先天性代謝性肝疾患、肝硬変、劇症肝炎　など
その他内臓障害	気道狭窄、膀胱奇形、鎖肛、食道閉鎖、尿道閉鎖、停留精巣
免疫機能障害	ＨＩＶ感染

［申請に必要なもの］

①育成医療支給認定申請書

②医師の意見書

③健康保険証もしくはマイナ保険証等

④同一保険に加入している人の市民税額等の確認同意書または住民税額が確認できるもの

⑤印鑑（本人自署の場合は不要、本人以外の場合は必要（スタンプ印不可））

⑥マイナンバーカード

（あるいは通知カードと写真付きの本人確認書類）

【 担当 】　　糸島市役所　地域福祉課　（TEL　332-2073　FAX　321-1139）

2)　更生医療（身体に障がいのある人）

身体障害者手帳の交付を受けている 18 歳以上の人が、身体障害の除去や軽減のために必要な医療を受ける場合に、その医療費の一部を助成します。

医療機関、薬局は指定されており、事前申請が原則です。

［対象者］

身体障害者手帳の交付を受けている 18 歳以上の人で、治療を受けることで、確実に効果が期待できると認められる人。

※心臓機能障害・じん臓機能障害・免疫機能障害の人は、身体障害者手帳の申請と同時に申請できます。

障害種別	対象医療
肢体不自由	手術（人工関節置換術、関節形成術、骨切り術、金属抜去術等）及び術後のリハビリテーション　など
視覚障害	角膜混濁に対する角膜移植術、白内障に対する水晶体摘出、網膜剥離に対する網膜剥離手術、瞳孔閉鎖に対する虹彩切除術　など
聴覚障害	鼓膜穿孔に対する穿孔閉鎖術、外耳性難聴に対する形成術、感音性難聴に対する人工内耳植え込み術　など
音声・言語・そしゃく機能障害	口唇・口蓋形成術、外傷性または手術後に生じた構音障害に対する形成術、人工喉頭や食道発声訓練、口唇口蓋裂の後遺症による歯科矯正治療　など

障害種別	対象医療
心臓機能障害	永久ペースメーカー植込術、ペースメーカー電池交換術、リード交換術、植込型除細動器植込術、大動脈弁置換・形成術、僧帽弁置換・形成術、経皮的冠動脈形成術、冠動脈バイパス術、ステント留置術、心房中隔欠損孔閉鎖術（パッチ閉鎖術）、高周波カテーテルアブレーション、ベントール手術、メイズ手術、心室瘤切除、心臓移植および心臓移植後の抗免疫療法、上行から弓部大動脈人工血管置換術　など
じん臓機能障害	人工透析法、腎移植術及びそれに伴う医療に限られます （人工透析法（血液透析、ＣＡＰＤ）、腎移植術、腎移植に伴う抗免疫療法、腎移植後の不適応による腎摘出術、シャントトラブルなど、人工透析や腎移植に関連する医療）
小腸機能障害	中心静脈栄養法及びそれに伴う医療に限られます（中心静脈カテーテル留置に関連した合併症に対する医療、微量物質の栄養障害、肝障害などその他の代謝異常に対する医療、胆石等の合併症に対する手術）
肝臓機能障害	肝臓移植、肝臓移植後の抗免疫療法
免疫機能障害	抗ＨＩＶ療法、免疫調節療法、ＨＩＶ感染に対する医療（合併症の予防及び治療など）

［申請に必要なもの］

① 自立支援医療費支給認定申請書
② 身体障害者手帳
③ 医師の意見書
④ 健康保険証もしくはマイナ保険証等
⑤ 障害年金などの額が確認できるもの
⑥ 同一保険に加入している人の市民税額などの確認同意書または住民税額が確認できるもの
⑦ 委任状
⑧ 印鑑（本人自署の場合は不要、本人以外の場合は必要（スタンプ印不可））
⑨ マイナンバーカード
（あるいは通知カードと写真付きの本人確認書類）

※ご本人以外の方が来庁される場合は、委任状が必要です。

【 担当 】　　糸島市役所　地域福祉課　（TEL　332-2073　FAX　321-1139）

3)　精神通院医療

精神障がいのある人の通院医療を促進し、かつ適正な医療を普及させるために行われる制度で、その医療費の一部を助成します。

有効期間は、原則として「１年」で、毎年、更新が必要です。また、医療期間、薬局は指定されていますのでご注意ください。

［対象者］

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第５条に規定する統合失調症、アルコール依存症、うつ病、高次脳機能障害、てんかん、発達障害などで、通院による精神医療を継続的に要する程度の症状のある人が対象です。

［申請に必要なもの］

① 自立支援医療費支給認定申請書
② 診断書
③ 委任状
④ 健康保険証もしくはマイナ保険証等
⑤ 同一保険に加入している人の市民税額などの確認同意書又は住民税額が確認できるもの
※ 市外で生活保護受給されている方は生活保護受給証明書が必要です。
⑥ 障害年金などの額が確認できるもの
⑦ 印鑑（本人自署の場合は不要、本人以外の場合は必要（スタンプ印不可））
⑧ マイナンバーカード（あるいは通知カードと写真付きの本人確認書類）
※ご本人以外の方が来庁される場合は、委任状が必要です。

【 担当 】　糸島市役所　地域福祉課　（TEL　332-2073　FAX　321-1139）

(3)　後期高齢者医療

一定の障がいのある人は、後期高齢者医療制度の対象年齢（75 歳以上）に達していなくても、届出により 65 歳になる誕生日から後期高齢者医療制度で医療を受けることができます。ただし、現在加入している医療保険(国民健康保険など)からは脱退します。

［対象者］

満 65 歳以上 75 歳未満で、次の①～④のいずれかに該当する人が対象です。

① 障害基礎年金(１級・２級)の受給者
② 身体障害者手帳（１級から３級と４級の一部）の所持者
③ 精神障害者保健福祉手帳（１級・２級）所持者
④ 療育手帳（Ａ）所持者

［申請に必要なもの］
① 障害の程度が確認できるもの（障害者手帳など）
② 現在加入している医療保険の被保険者証・資格確認書など
③ 本人確認書類（マイナンバーカードなど）
④ 特定疾病療養受療証（現在お持ちの方のみ）

（＊）申請日（提出日）によって、対象となる開始日が変わってきます。書類が揃いしだいすみやかに担当課（１階１番窓口）へお越しください。
特別な事情により提出が遅れる場合は、事前に担当課へご相談ください。

【 担当 】　糸島市役所　国保年金課　（TEL　332-2071　FAX　323-1149）

3　難病などについて

(1)　指定難病への医療費助成　＜特定医療費（指定難病）制度＞

指定難病にかかり、治療をされている人で、その病状の程度が一定程度以上である人を対象に指定難病の治療にかかる医療費の一部を助成します。
申請は、主治医にご相談の上、申請窓口に問い合わせください。

(2)　小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児慢性特定疾病にかかり、治療を受けている児童などで、その病状の程度が一定程度以上である人を対象に小児慢性特定疾病の治療にかかる医療費の一部を助成します。申請は、主治医にご相談の上、申請窓口に問い合わせください。

【申請・問い合わせ】
申請窓口：福岡県糸島保健福祉事務所　健康増進課健康増進係
TEL　322-1439　FAX　322-9252
住所　糸島市浦志二丁目３番１号　福岡県糸島総合庁舎　２階

≪福岡県庁ホームページ≫

●特定医療費（指定難病）制度

http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/nanbyou270101.html

●小児慢性特定疾病医療費助成制度

http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/syouman-fukuoka1.html

(3)　障害福祉サービス等の受給

平成25年度から障がいのある人の範囲に難病などの人々が加わり、障害福祉サービスなどを利用できるようになりました。

障害福祉サービスの対象となる人々は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービスなどの受給が可能です。

［対象者］

対象疾患による障がいのある人

※介護認定をお持ちの人は、介護保険制度が優先されます。

［申請できるサービス］

◆障がいのある子ども・障がいのある人については

１）障害福祉サービス

２）補装具・日常生活用具

３）地域生活支援事業

４）相談支援

◆障がいのある子どもについては

１）障害児通所支援

２）障害児入所支援（県児童相談所）

【 担当 】　糸島市役所　地域福祉課　（TEL　332-2073　FAX　321-1139）

障害者総合支援法の対象疾病（難病等）の一覧はこちら

4　福祉サービスについて

障がいのある人が利用できる福祉サービスは、大きく分けて、認定が必要なものと必要でないものに分かれます。また、サービスによっては障害程度に応じて交付の制限や費用等が違いますので、まずは障がい者相談支援センター（巻頭）に問い合わせください。

（１）相談支援事業（障がい者相談窓口）について

1)　障がい者相談支援センター

障がいのある人やその家族からの相談に応じ、専門職員が関係機関やサービス事業所などと連携して必要な支援を行います。相談内容や個人情報などの秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。※相談は無料です。

［利用時間］

月曜日～金曜日　9：00～17：00（土日祝日及び年末年始は休み）

［場所・問い合わせ先］

名　称	住　所	連絡先
あごら	糸島市潤一丁目 22 番 1 号	TEL：324-8300　　FAX：324-3166
志摩学園	糸島市志摩初 30 番地	TEL：332-8265　　FAX：332-8266
木の実	糸島市前原中央二丁目 13 番 16 号	TEL：321-1322　　FAX：321-1342
木の実二丈センター	糸島市二丈深江一丁目 1 番 20 号	TEL：332-0587　　FAX：332-0585

2)　子育て支援課

子育て支援の一環として、「身体障がい」「知的障がい」「発達障がい」「病弱」等のハンディキャップを抱えるお子さんや保護者からの子育てや療育に関する相談に応じ、保育士等専門職員が関係機関と連携して必要な支援を行います。

［利用時間］

月曜日～金曜日　9：00～17：00（日祝日及びお盆・年末年始は休み）

※ 職員不在の場合があります。電話予約が必要です。

【 担当 】　糸島市子育て支援課　母子保健係

（TEL　332-2095）

3)　教育相談

特別支援学校では、地域における特別支援教育に関するセンター的な役割の充実に努めています。

学習・行動に関すること、言葉や聞こえ方、見え方、成長・発達面で気になることなど、お気軽にご相談ください。

相談日および時間	相談場所	TEL・FAX 番号	申込方法
電話相談 来校相談	福岡県立糸島特別支援学校内 （糸島市泊９６５番地）	TEL)324-8100 FAX)324-8400	電話での事前予約をお願いします。

※福岡県立糸島特別支援学校の職員が、相談内容に応じて対応します。

4)　福岡県障がい者１１０番

障がいのある人やその家族が抱える日常生活上の不安や悩み、福祉・保健・法律問題など各種の心配ごとを、電話などにより相談をお受けする相談窓口です。

相談の種類		相談員	相談日	相談時間	備考
一般相談		相　談　員	月曜日 ～金曜日	9:00～16:00	土日・祝日・年末年始・お盆は休み
専門相談	法律相談	弁　護　士	第２・４ 水曜日	13:00～15:00	
	年金相談等	社会保険労務士	第１・３ 金曜日	13:00～15:00	

※相談は無料です。

【問い合わせ先】

（公財）福岡県身体障害者福祉協会　福岡県障がい者１１０番

（TEL　584-6110　FAX　584-6110）

5)　糸島市障がい者虐待通報電話

TEL　323-1111　（休日・夜間対応可）

虐待を受けたと思われる障がいのある人を発見した時は、上記に通報してください。虐待を受けた障がいのある人が届け出ることもできます。

通報・届け出があった場合、緊急度に応じて、職員が訪問などを行います。

【 担当 】　糸島市役所　地域福祉課　（TEL　332-2073　FAX　321-1139）

6)　福岡県糸島地域在宅医療支援センター

地域における在宅医療を希望する患者及びその家族などの相談・支援に対応し、療養上の悩みや不安の相談に応じます。　※相談は無料です。

［相談時間］

月曜日～金曜日　9：00～16：00（土日・祝日を除く）

【問い合わせ先】

福岡県糸島地域在宅医療支援センター
（福岡県糸島保健福祉事務所健康増進課内）
（TEL　322-1439　FAX　322-9252）

7)　福岡県福祉サービス苦情解決相談

児童・障がいのある人・高齢者などに対して、在宅や福祉施設で提供される福祉サービスの苦情についての相談に応じます。

［相談時間］

月曜日～金曜日　9：00～17：00（年末年始・祝日を除く）

【問い合わせ先】

福岡県運営適正化委員会
（福岡県社会福祉協議会　権利擁護センター）
（TEL　915-3511　FAX　584-3790）

8)　福岡県発達障がい者（児）支援センター（福岡地区）Ｌｉｆｅ（ライフ）

発達障がいのあるご本人や家族、関係者からの相談に応じ、専門的な視点から暮らしをお手伝いします。

［利用時間］

月曜日～金曜日　9：00～17：00（土日祝日及びお盆・年末年始は休み）

【問い合わせ先】

春日クローバープラザ内
（TEL　558-1741　FAX　558-1742　ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　info@life-fukuoka.com）

9)　障がい者相談員

地域福祉の推進を行うことを目的に市から委託された相談員(身体・知的)が身近な相談に応じています。地域の相談員にお気軽に相談ください。

身体障害者相談員（任期：2024 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日）

相談員氏名	障害別	居住地区	電話番号
ふくしま　はるお 福島　春夫	内部	前　　原	090-9494-0665
ひらかわ　えつこ 平川　悦子	聴覚	前　　原	323-0938（FAX 兼用）
すえさき　かつのり 末﨑　勝則	内部	前　　原	323-8270
こじま　まさこ 小島　正子	肢体	二　　丈	090-7451-4643
やまもと　けいこ 山本　奎子	肢体・聴覚	志　　摩	328-2127（FAX 兼用）

知的障害者相談員（任期：2024 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日）

相談員氏名	居住地区	電話番号
たなか　さちこ 田中　佐知子	前　　原	地域福祉課から連絡
かつき　あずま 勝木　東	二　　丈	326-5410（FAX 兼用）
ちしゃき　みすず 樗木　美鈴	志　　摩	327-0080

【 担当 】　糸島市役所　地域福祉課　（TEL　332-2073　FAX　321-1139）

（２）障害福祉サービスについて

障害福祉サービスを利用する場合、サービス支給決定の申請が必要です。希望されるサービスや介護を必要とする程度、生活環境などを調査して、障害支援区分の認定を行ったのち、サービスの内容や量などが決定されます。利用料の自己負担額は原則１割負担ですが、負担上限額の設定（0 円～37,200 円／月）がされているほか、低所得者に対しての各種の減免措置があります。

なお、介護認定をお持ちの人は、介護保険制度が優先となります。介護保険の詳細については、介護・高齢者支援課に問い合わせください。

事業所一覧はこちら

1)　介護給付・・・介護の支援を受ける場合

サービス名	サービス内容	区分制限
①居宅介護 ホームヘルプ	入浴、排せつ、食事の介護など居宅での援助を行います	１以上
②行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います	３以上 条件付
③同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む)、移動の援護などの外出支援を行います	条件付
④短期入所 ショートステイ	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います	１以上
⑤重度訪問介護	重度の肢体不自由者または知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする障がいのある人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います	４以上 条件付
⑥療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います	５以上
⑦生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します	通所３以上 入所４以上 50 歳以上特例有
⑧重度障がい者等 包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います	６のみ可 条件付
⑨施設入所（障がい者支援施設での夜間ケア等）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います	４以上

2)　訓練等給付・・・訓練等の支援を受ける場合

サービス名	サービス内容
①自立生活援助	障害者支援施設やグループホームなどを利用していた人などが、一人暮らしを希望するときに定期的な巡回相談や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言などを行います
②共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います ※入浴、排せつ、食事の介護等が必要な場合は、障害支援区分の認定が必要です
③自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
④就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
⑤就労継続支援 （雇用型Ａ・非雇用型Ｂ）	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
⑥就労定着支援	一般企業などへの就労後、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事務所・家族との調整等の支援を行います

※訓練等給付は、18 歳以上の人を基本的に対象としていますが、18 歳未満の人についても、必要に応じて対応していきます。

※サービスの内容によって制限がありますのでご相談下さい。

3)　児童福祉法による通所サービス

サービス名	サービス内容
①児童発達支援	未就学の障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います
②医療型児童発達支援	未就学の障がいのある子どもに、児童発達支援及び治療を行います
③放課後等デイサービス	就学中の障がいのある子どもに、授業の終了後又は夏休みなどの休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います
④保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行い、保育所の安定した利用を促進します
⑤居宅訪問型児童発達支援	重度の障害などにより外出が困難な障がいのある子どもに対する居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練を行います

【 担当 】　糸島市役所　地域福祉課　（TEL　332-2073　FAX　321-1139）

障害福祉サービス利用のながれ

支給申請

介護給付を希望する場合

訓練等給付を希望する場合

認定調査
障がい者相談支援センター（あごら、志摩学園、木の実）、アール・ツーエス、市役所（地域福祉課）のいずれかが、認定調査項目の聞き取りを行います。

サービス等利用計画案の作成
利用者は特定相談支援事業者（計画作成事業者）と契約を結びます。
計画作成事業者は、利用者やそのご家族から、生活の希望や悩み、希望するサービスの内容等を聞き取り、サービス等利用計画案を作成します。

障害支援区分の認定

医師意見書
市役所から主治医に意見書提出依頼

介護給付費等認定審査会
毎月第４木曜日に開催

※40歳以上の場合介護保険制度の申請が必要となる場合があります。その際には再度認定調査（介護保険用）を受けていただくことになりますのでご了承ください。

サービス等利用計画案の提出

支給決定

サービス利用計画の提出、サービスの利用開始
利用者はサービス提供事業者と契約を結び、サービスの利用を開始します。

サービス等利用計画のモニタリング
サービス支給量等については、利用開始後も一定期間ごとに確認を行います。
サービス支給量等の変更には、サービス等利用計画作成が必要となりますので、まずは計画作成事業者へご相談ください。

※18歳未満の障がいのある子どものサービス利用では、障害支援区分の認定は不要です。

児童発達支援・放課後等デイサービス利用のながれ

利用までの目安

障害者手帳・自立支援医療あり

障害者手帳・自立支援医療なし
（身体・知的・精神）（精神通院医療）

身体障がいの場合
身体障害者手帳の取得が必要です

知的・精神障がいの場合
障害名の分かる診断書が必要です

児童発達支援・放課後等デイサービス事業所の見学
見学については各事業所にお問い合わせください

支給申請・ききとり（市役所　地域福祉課）
申請に必要なもの ●障害者手帳または自立支援医療受給者証または診断書
●印鑑(スタンプ印不可)●マイナンバーカード(保護者、本人分)

2月前

サービス等利用計画案作成のための面談
指定障害児相談支援事業所と面談し契約を結びます
指定障害児相談支援事業所は、利用者やそのご家族から、生活の希望や悩み、希望するサービスの内容等を聞き取り、サービス等利用計画案を作成します

1月前

サービス等利用計画案の提出
指定障害児相談支援事業所が市役所に提出します

支給決定、受給者証発行

利用開始までに

サービスの利用開始
児童発達支援・放課後等デイサービス事業所と契約を結び、サービスの利用を開始します

（３）地域生活支援事業について

市では、障がいのある人及び障がいのある子どもが、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう以下のサービスを実施しています。

1)　日常生活用具の給付

日常生活の利便を図るために、日常生活用具を給付しています。段差解消などに伴う住宅改修も含まれます。

［費用］

原則１割負担です。ただし、身体障がいのある人及び世帯の税額などに応じて自己負担上限月額があり、基準額を超える部分は、全額自己負担になります。

［対象者］

在宅の障がいのある人及び障がいのある子ども又は難病患者

※介護保険の対象者は、介護保険制度が優先になります。

［申請に必要なもの］

① 日常生活用具給付申請書
② 委任状（給付券を業者に送付してほしい時）
③ 市の契約業者による見積書
④ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または特定医療費（指定難病）受給者証など難病患者であることを証明するもの
⑤ 医師の意見書（一部の品目）
⑥ 印鑑（本人自署の場合は不要、本人以外の場合は必要（スタンプ印不可））
⑦ その他必要書類

市外から転入され、市民税が糸島市で課税されていない場合、課税地の市町村民税（非）課税証明書（4 月～6 月申請：前年度の証明、7 月～翌年 3 月申請：当該年度の証明）

※事前の申請が必要です。購入前にご相談ください。

※ストマ用装具、紙おむつなどの１回に申請できる最長期間は４か月分です。（一月前から申請可能です。例：8 月～11 月申請は 7 月から）

※次表の「障がいの内容及び程度」に記載されている障害等級は各障害名での「個別等級」となります。手帳表面に記載されている「総合等級」とは異なる場合がありますので、事前に問い合わせください。

用具の種目	障がいの内容及び程度	対象年齢	耐用年数	基準単価(円)
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害２級以上の人または難病患者等で寝たきりの状態にある人	18歳以上	８年	154,000
訓練ベッド	下肢または体幹機能障害２級以上の人または、難病患者等で、下肢または体幹機能に障害のある人	原則として　学齢児以上18歳未満	８年	159,200
特殊マット	次のいずれかに該当する人 ア　児童相談所または更生相談所において重度または最重度の知的障害者(児)として判定された人で、常時介護を要する人 イ　下肢若しくは体幹機能障害１級(児童にあっては２級以上)の人で、常時介護を要する人 ウ　難病患者などで、寝たきりの状態にある人	原則として　３歳以上	５年	19,600
入浴担架	下肢又は体幹機能障害２級以上の人で、入浴に介助を要する人(原則として３歳以上)	原則として　３歳以上	５年	82,400
体位変換器	下肢または体幹機能障害２級以上の人で、下着交換等に介助を要する人または、難病患者等で、寝たきりの状態にある人	原則として　学齢児以上	５年	15,000
移動用リフト	下肢または体幹機能障害２級以上の人、または難病患者などで下肢または体幹機能に障害のある人	原則として　３歳以上	４年	159,000
訓練いす	下肢または体幹機能障害２級以上の児童	原則として　３歳以上18歳未満	５年	33,100
入浴補助用具	下肢または体幹機能に障害のある人で、入浴に介助を要する人または、難病患者で、入浴に介助を有する人	原則として　３歳以上	８年	90,000
便器	下肢または体幹機能障害２級以上の人または、難病患者で、常時介護を要する人	原則として　学齢児以上	８年	4,450
特殊便器	次のいずれかに該当する人 ア　児童相談所または更生相談所において重度または最重度の知的障害者（児）として判定された人 イ　上肢機能障害２級以上の人 ウ　難病患者等で、上肢機能に障害がある人	原則として 学年児以上	８年	151,200
特殊尿器	下肢または体幹機能障害１級の人で、常時介助を要する人または難病患者などで、自力で排尿できない人	原則として学年児以上	５年	67,000

用具の種目	障がいの内容及び程度	対象年齢	耐用年数	基準単価(円)
頭部保護帽	次のいずれかに該当する人 ア　平衡機能または下肢機能に障害のある人で、必要と認められる人 イ　知的障害者または精神障害者で、てんかんの発作などにより頻繁に転倒する人	年齢制限なし	３年	（オーダーメイド） A　スポンジ、革を主材料に製作 15,200 B　スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作 36,750 ※レディメイドの価格は各基準単価の80%以内
T字状杖・棒状杖	平衡機能または下肢若しくは体幹機能に障害のある人で、必要と認められる人	年齢制限なし	３年	（1本あたり） 木材（ニス塗装）2,200 金属（塗装なし）3,000 夜光材付とした場合の加算 410 全面夜光材付とした場合の加算 1,200
移動・移乗支援用具	平衡機能または下肢若しくは体幹機能に障害のある人で、家庭内の移動等に介助を要する人(原則として３歳以上)または、難病患者などで、下肢に障害のある人	原則として３歳以上	８年	60,000
透析液加温器	じん臓機能障害３級以上の人で、自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う人	原則として３歳以上	５年	51,500
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う人	年齢制限なし	10年	17,000
人工喉頭	咽頭摘出者	年齢制限なし	４年	笛式 5,000 気管カニューレ付の加算 3,100 電動式（電池、充電器込み） 70,100
携帯用会話補助装置	次のいずれかに該当する人 ア　音声または言語機能に障害のある人 イ　肢体不自由者で、発声・発語に著しい障害のある人	原則として学齢児以上	５年	98,800

用具の種目	障がいの内容及び程度	対象年齢	耐用年数	基準単価(円)
自動消火器	次のいずれかに該当する人で、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に限る) ア　児童相談所または更生相談所において重度または最重度の知的障害者として判定された人 イ　身体障害２級以上の人 ウ　難病患者(児)などである人	年齢制限なし	８年	28,700
火災警報器	次のいずれかに該当する人で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な人(障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に限る) ア　児童相談所または更生相談所において重度または最重度の知的障害者(児)として判定された人 イ　身体障害２級以上の人	原則として学齢児以上	８年	15,500
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害３級以上または同程度の身体障害者で、必要と認められる人または、難病患者などで、呼吸機能に障害のある人	年齢制限なし	５年	56,400
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害３級以上または同程度の身体障害者で、必要と認められる人または、難病患者などで、呼吸機能に障害のある人	年齢制限なし	５年	36,000
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	難病患者などで、人工呼吸器の装着が必要な人	年齢制限なし	10年	157,500
視覚障害者用体温計（音声式）	次のいずれにも該当する人 ア　視覚障害２級以上の人 イ　原則として学齢児以上の人 ウ　盲人のみの世帯またはこれに準ずる世帯に属する人	原則として学齢児以上	５年	9,000
視覚障害者用体重計	視覚障害２級以上の人(盲人のみの世帯またはこれに準ずる世帯に限る)	年齢制限なし	５年	18,000
視覚障害者用時計	視覚障害２級以上の人(音声時計は、原則として手指の触覚に障害があるなどのために触読式時計の使用が困難な人に限る)	年齢制限なし	10年	触読式 10,300 音声式 13,300

用具の種目	障がいの内容及び程度	対象年齢	耐用年数	基準単価(円)
電磁調理器	次のいずれかに該当する人 ア　児童相談所または更生相談所において重度または最重度の知的障害者(児)として判定された18歳以上の人 イ　視覚障害２級以上の人(盲人のみの世帯またはこれに準ずる世帯に限る)	18歳以上	６年	41,000
点字ディスプレイ	視覚障害２級以上かつ聴覚障害２級以上の重度重複身体障害者で、必要と認められる人	年齢制限なし	６年	383,500
点字器	視覚障害者で、必要と認められる人	年齢制限なし	５年	標準型 A（32マス18行、両面書真鍮板製） 10,400 B（32マス18行、両面書プラスチック製） 6,600 携帯用 A（32マス4行、片面書アルミニューム製） 7,200 B（32マス12行、片面書プラスチック製） 1,650
点字タイプライター	視覚障害２級以上の人(本人が就労若しくは就学しているかまたは就労が見込まれる人に限る)	原則として学齢児以上	５年	63,100
点字図書	情報の入手を主に点字によっている視覚障害者	年齢制限なし	―	同一の一般図書価格の５倍（１人につき、点字図書で年間６タイトルまたは24巻を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならいものを除く）
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上の人	原則として学齢児以上	６年	録音・再生用 85,000 再生のみ 35,000

用具の種目	障がいの内容及び程度	対象年齢	耐用年数	基準単価(円)
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害２級以上の人	原則として学齢児以上	10年	7,000
情報・通信支援用具（障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフト等）	上肢機能または視覚障害２級以上の人	年齢制限なし	―	110,000
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害２級以上の人	原則として学齢児以上	６年	99,800
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者で、本装置により文字などを読むことが可能になる人	原則として学齢児以上	８年	198,000
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害２級以上の人(聴覚障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められるものに限る)	年齢制限なし	10年	87,400
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者または発声・発語に著しい障害のある人で、コミュニケーション、緊急連絡などの手段として必要と認められる人	原則として学齢児以上	５年	71,000
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者で、本装置によりテレビの視聴が可能になる人	年齢制限なし	６年	88,900
収尿器	脊髄損傷などによる高度の排尿機能に障害のある人	年齢制限なし	１年	男性用 A　普通型 7,700 B　簡易型 5,700 女性用 A　普通型 8,500 B　簡易型 5,900

用具の種目	障がいの内容及び程度	対象年齢	耐用年数	基準単価(円)
ストマ用装具 蓄便袋 蓄尿袋	次のいずれかに該当する人 ア　直腸機能に障害のある人 イ　ぼうこう機能に障害のある人	年齢制限なし	―	1か月あたり 蓄便袋 8,858 蓄尿袋 11,639 6か月あたり 洗腸用具 12,000
紙おむつ等	次のいずれかに該当する人 ア　ストマ周辺の著しい皮膚のびらん、ストマ変形のため蓄便袋などを装着できない人 ィ　先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害により高度に排尿または排便機能に障害のある人 ウ　先天性鎖肛に対する肛門形成術により高度に排便機能に障害のある人 エ　脳性麻痺などの脳原性運動機能に障害があることにより排尿または排便の意思表示が困難な人（脳原性運動機能障害とは、概ね３歳未満に発現した非進行性病変によってもたらされたものをいう）	３歳以上	―	1か月 あたり 12,000
居宅生活動作補助用具 （手すりの取り付け、段差の解消等）	対象者：次のいずれにも該当する人。ただし、難病患者などについては、ウに該当する人 ア　下肢若しくは体幹機能または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能に障害のある人 イ　障害個別等級３級以上の人(ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢機能障害２級以上の人に限る) ウ　下肢または体幹機能に障害のある人 ※給付限度：原則１回	原則として学齢児以上	―	200,000

※１　乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢または体幹機能障害に準じ取り扱う。

※２　聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚し時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。

【 担当 】　糸島市役所　地域福祉課　（TEL　332-2073　FAX　321-1139）

2) 障がいのある人の就労支援

障がい者雇用支援専門員が、障がいのある人やその家族の相談に応じ、就労の場や機会を得られるように支援します。求職活動への準備・求職活動中の支援・就職後の支援などを関係機関と連携をとりながら進めます。

企業へは、障がいのある人の雇用を促すための情報の提供や、障がい者雇用へのアドバイスを行います。なお、仕事の紹介・あっせん（求人企業への就職面接の紹介）はできませんので職業紹介機関と連携して支援を行います。

［就労のための準備支援］

就労経験がない人、就労にブランクのある人、一般企業での就労に自信がない人のために就労移行支援施設を紹介し、希望の施設があれば連絡や相談・見学に同行します。

［就職活動中の支援］

○ ハローワークとの連携

ア 求職相談窓口を紹介し、登録や相談に同行します。

イ 資格・技能取得講座など知識習得のための職業訓練校や委託訓練募集案内などの情報を提供します。

○ 就職活動の支援

ア 履歴書や職務経歴書の書き方をアドバイスします。

イ 面接時の心構えやマナーなどを確認します。

ウ 面接に同行し、スムーズな受け答えができるようにサポートします。

［就労までの支援］

関係機関と連携し、職場見学や職場実習などの調整を行います。

［就職後の支援］

○ 職場に訪問し、就労の継続を支援します。

○ 困りごとがあれば相談を受けて、相談機関の窓口紹介や会社との連絡調整を行います。

［関係機関との連携］

福岡西公共職業安定所、糸島保健福祉事務所、福岡障害者職業センター、福岡高齢・障害者雇用支援センター、特別支援学校、障害者就業・生活支援センター、福岡地域若者サポートステーション、糸島市障がい者相談支援センター、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、医療機関等と連携し、障がい者雇用の促進と安定に取り組みます。

［受付日］

月曜日～木曜日　９：00 ～ 17：00

【 担当 】　糸島市役所　地域福祉課　（TEL　332-2073　FAX　321-1139）

3）意思疎通支援、手話通訳者等派遣事業

聞こえやことばに障がいのある人の意思疎通を支援する事業です。

○ 糸島市手話通訳者等派遣事業

社会生活に必要な用務において、適切な意思疎通の仲介者を得られない聴覚、音声または言語機能障がいのある人に対し、手話通訳者または要約筆記者を派遣することにより円滑な意思の疎通を支援する制度です。

※要約筆記者とは、話の内容をその場で要約し、文字にして伝える筆記通訳者です。

≪派遣先≫公的機関・医療機関・労働機関・教育機関・生活関係・冠婚葬祭など

＊主催者のある講演会などの手話通訳などについては、主催者に問い合わせください。

＊手話通訳者及び要約筆記者は個人の人権を尊重し、その身上に関する秘密を守ります。

【 担当 】 糸島市役所　地域福祉課　（TEL　332-2073　FAX　321-1139）

○ 手話通訳者設置事業

市役所地域福祉課に手話通訳者を配置し、庁舎内の手話通訳や聴覚障がいのある人などの相談、情報提供などに応じます。

【 受付日 】月・火・木・金曜日　9：00～17：00

【 担当 】 糸島市役所　地域福祉課　（TEL　332-2073　FAX　321-1139）

○ 聴覚・音声または言語機能障がいのある人などの緊急通報

電話による 119 番通報ができない聴覚・音声または言語機能障がいのある人を対象に、緊急通報システムを整備しています。ご利用を希望される方は、消防本部通信指令課または地域福祉課へお問い合せください。

● NET 119 緊急通報システム

通報者の携帯電話の位置情報を人工衛星で確認し、消防署に送ることができる緊急通報システムです。自宅や外出先から救急車などを簡単な手順で要請することができます。ご利用にあっては事前登録（無料）及び携帯電話・スマートフォンが必要です。

● FAX・メール 119 番緊急通報システム

FAX または携帯メールで消防署に連絡する緊急通報システムです。自宅以外の場所から通報する場合は、ご自身のいる場所を正確に伝える必要があります。

【 担当 】 糸島市役所　地域福祉課　（TEL　332-2073　FAX　321-1139）
　　糸島市消防本部　通信指令課　（TEL　322-4222　FAX　323-2449）

○情報メールいとしま

電子メールを利用した市政情報提供サービスです。防災情報や、イベント情報など、欲しい情報を配信カテゴリーから選んで受信することができます。携帯電話やスマートフォンをお持ちの方は、以下のＱＲコードから登録することができます。その他登録方法について不明な場合は、問い合わせください。

※メールの送受信に関する通信料やパケット代は、登録者の負担になります。

【 担当 】　糸島市役所　情報政策課

（TEL 332-2063　FAX 323-2344）

4)　成年後見制度利用支援

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない人が財産管理や日常生活等での契約を行うときに、不利益をこうむったり悪質商法の被害者となることを防いだりするなど、権利と財産を守るための支援制度です。

家庭裁判所に選任された成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」といいます。）が、本人に代わって契約などを行ったり、本人のみで行った不利益な契約を取り消したりするなど、本人を援助・保護します。

市では、成年後見制度の利用が進むよう次の支援を行っています。

○ 成年後見人等選任の申立て

身寄りのない障がいのある人や高齢者が、判断能力が十分でないため財産管理ができない場合などに、成年後見人等選任の申立てを市長が家庭裁判所に行います。

［対象者］

次のア～エのいずれにも該当する人です。

ア　65 歳以上の高齢者、知的障がいのある人または精神障がいのある人のいずれか。

イ　自己の財産の管理・処分や医療・介護・障害福祉サービスの契約などを行う能力が十分でないこと。

ウ　成年後見人等選任の申立てを行う配偶者及び４親等以内の親族がいないこと。

エ　その他市長が特に本人の福祉のため必要と認めること。

［申し立て費用］

財産状況を考慮した家庭裁判所の審判に基づき、本人に求償する場合があります。

○ 成年後見人等への報酬の支払い助成

資力が十分でなく、成年後見人等への報酬の支払いが困難な人（成年被後見人、被保佐人または被補助人（以下「成年被後見人等」といいます。））に、報酬に相当する額を助成します。

［対象者］

市内に居住する被後見人等のうち、申請時に次のいずれかに該当する人です。

ア　生活保護を受けている人

イ　生活状況から報酬を負担することが困難であると市長が認める人

※成年後見人等が成年被後見人等の親族（配偶者又は４親等以内の親族）の場合は対象になりません。

［助成額］

成年後見人等に対する報酬額について、報酬助成対象期間にかかる報酬額を助成します。ただし次の額を上限とします。

・助成する報酬の対象期間のうち在宅であった期間

月額 28,000 円

・助成する報酬の対象期間のうち施設等に入院または入所していた期間

月額 18,000 円

※申請時に一定額以上の現金及び預貯金を保有する場合は、助成できない場合があります。

【 担当 】　（成年被後見人等が障がいがある人の場合）

糸島市役所　地域福祉課　（TEL　332-2073　FAX　321-1139）

（成年被後見人等が高齢者の場合）

糸島市役所　介護･高齢者支援課　（TEL　332-2070　FAX　321-1139）

5)　遊びの広場わおん（余暇活動支援事業）

障がいのある人に、簡単な運動や遊びの場を提供しています。

ご家族の交流の場としても利用できます。

［対象者］糸島市在住の障がいのある人、保護者同伴

［日　時］毎月第４日曜日１３時３０分～１５時３０分

［場　所］健康福祉センターふれあい　２階交流室

［料　金］原則無料

［その他］

・事前申し込みは不要です。

・飲み物は各自でお持ちください。

・日時等、都合により変更となる場合もありますので、詳しくは問い合わせください。

【問い合わせ先】
社会福祉法人　志摩会　よか志縁隊　　TEL　328－2121
FAX　328－1555

6)　その他の地域生活支援事業

事業名	事業内容	備　考
障害者（児）移動支援事業	社会生活上必要な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出の移動支援を行います。 原則１割が自己負担となります。	市内に住所を有する障がいのある人で、視覚障害１～２級、肢体不自由１級または移動介護が必要な重度知的障がいのある人、重度精神障がいのある人。 （障害支援区分非該当者を除く）
障害者（児）日中一時支援事業	障害福祉サービス事業所や障害者支援施設などにおいて活動の場を提供し、見守り、訓練などの支援を行います。原則１割が自己負担となります。	市内に住所を有する障がいのある人で一時的に見守りなど支援が必要な人。（障害支援区分非該当者を除く）
障害者自動車運転免許取得費助成事業	就労などが見込まれる障がいのある人が取得する、自動車運転免許取得費用の一部を助成します。（助成金額 10 万円まで）	身体障害者手帳１級～４級所持者又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者で、福岡県公安委員会実施の適性試験の合格基準に達した人。
身体障害者用自動車改造費助成事業	就労等に伴い、身体障がいのある人自らが所有し運転する自動車の運行上必要な改造について、その費用の一部を助成します。（助成金額 10 万円まで）	上肢・下肢・体幹機能に障がいのある人で、かつ所得金額が特別障害者手当の所得制限限度額を超えない人。
移送サービス事業	公共交通機関等の利用ができない在宅で寝たきりの身体障がいのある人等を移送用車両で医療機関などに移送するサービスです。利用者負担があります。	利用登録が必要。 利用は月に２回以内。
訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な重度の身体障がいのある人に、入浴の機会を提供します。利用は月５回以内。 原則１割が自己負担となります。	65 歳未満の重度の身体障がいのある人で、他の障害福祉サービスなどにより、入浴の機会の提供を受けることができない人が対象。

【 担当 】　糸島市役所　地域福祉課　（TEL　332-2073　FAX　321-1139）

事業所一覧はこちら

（４）補装具費の支給

障がいのある子ども・障がいのある人の失われた身体機能を補い、長期にわたり継続して使用する用具として、補装具の交付や修理にかかる費用の一部を支給します。

補装具の種類によっては、医師の意見書や障がい者更生相談所の判定が必要です。必ず購入前に相談及び申請を行ってください。

障害種別	補　　装　　具
視　　覚	義眼、眼鏡、視覚障害者安全つえ
聴　　覚	補聴器、人工内耳（一部の修理に限る）
心臓･じん臓･呼吸機能障害	車椅子、電動車椅子
肢 体 不 自 由	義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ ※18 歳未満の児童はその他、座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具があります。
肢体不自由かつ音声・言語機能障害	重度障害者用意思伝達装置

［対象者］

身体障害者手帳の交付を受けている人または難病患者のうち、補装具が必要と認められる人。

介護保険の対象者は、介護保険制度が優先になります。

また、障がいのある人本人及び配偶者の市民税所得額の最多納税者の納税額が 46 万円以上の場合は支給対象となりません。

［費用］

原則補装具価格の１割負担です。

ただし、障がいのある人本人及び世帯員の税額に応じて自己負担上限月額があります。

［申請に必要なもの］

① 補装具費支給申請書

② 身体障害者手帳または特定医療費（指定難病）受給者証など難病患者であることを証明するもの。

③ マイナンバーカード（あるいは通知カードと写真付きの本人確認書類）

④ 印鑑（代理申請、配偶者がいる場合など。スタンプ印不可）

⑤ 指定医師の意見書、処方箋（福岡県が定める様式で補装具ごとに異なります。また、再支給や修理などで不要な場合があります。）

⑥ 希望する補装具の見積書（市が契約をしている業者のもの）

⑦ その他必要な書類など（補装具の種別により写真やカタログの写しなどの資料が必要な場合があります。）

(*)　身体障がい者巡回補装具判定

詳細は、広報「いとしま６月号」でお知らせします。

年に１回、障がい者更生相談所による補装具の給付判定の巡回補装具判定が実施されます。

※ 事前の予約が必要です。

［日時］　2025 年 7 月 16 日(水)　受付：9：30～（予定）

［場所］　糸島市健康福祉センターふれあい

【 担当 】　糸島市役所　地域福祉課　（TEL　332-2073　FAX　321-1139）

（５）児童に関するサービス（療育事業等）について

1)　子育て支援課の療育相談事業（きらきら事業）

子育て支援の一環として、「身体障がい」「知的障がい」「発達障がい」「病弱」などのハンディキャップを抱える子どもたちが育ちやすく、また、育てやすいまちづくりを目指して療育相談事業を実施しています。

○ 子育て相談

しつけや生活習慣、発達などお子さんの子育てで心配なこと、不安なことなどの相談ができます。

○ 巡回相談

糸島市内の保育園・幼稚園を訪問し、心理士や作業療法士、子育て支援課職員による巡回相談を行っています。保育園や幼稚園に通っているお子さんの様子や育児に関する相談ができます。(※医療機関などで療育を受けている方は対象外です)

○ きらきら広場

発達に心配のあるお子さんや病弱などのハンディキャップを抱えるお子さんと保護者が気軽に出かけられるところです。子育てや療育に関する相談ができます。

○ にじサロン

病弱や身体にハンディキャップを抱えたお子さんやその保護者が集まり、情報交換を行っています。

○ きらりんサロン

難聴児のお子さんやその保護者が集まり、情報交換を行っています。

※事前登録制になりますので、詳しくはお問い合わせください。

【 担当 】 糸島市子育て支援課　母子保健係(TEL　332-2095)

2)　児童福祉法による通所サービス（再掲１５ページ）

障害福祉サービスを利用する場合、サービス支給決定の申請が必要です。希望されるサービス・介護を必要とする程度・生活環境などを調査したのち、サービスの内容や量などが決定されます。利用料の自己負担額は原則１割負担ですが、負担上限額の設定（０円～37,200 円／月）がされているほか、低所得者に対しての各種の減免措置があります。

サービス名	サービス内容
① 児童発達支援	未就学の障がいのある子どもに日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
② 医療型児童発達支援	未就学の障がいある子どもに児童発達支援及び治療を行います。
③放課後等デイサービス	就学中の障がいある子どもに、授業の終了後又は夏休みなどの休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。
④保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行い、保育所の安定した利用を促進します。
⑤居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が困難な障がいのある子どもの居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【 担当 】　糸島市役所　地域福祉課　（TEL　332-2073　FAX　321-1139）

3)　小児慢性特定疾病児への日常生活用具の給付

小児慢性特定疾病児の日常生活の利便を図るために日常生活用具を給付します。

※ 購入前の申請が必要です。

［対象品目全 18 種］

・便器	・特殊便器	・特殊尿器	・頭部保護帽
・特殊寝台	・特殊マット	・体位変換器	・入浴補助用具
・車椅子	・歩行支援用具（歩行器、手すり、スロープなど）		
・人工鼻	・電気式たん吸引器	・ネブライザー（吸入器）	
・動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）			
・クールベスト	・紫外線カットクリーム		
・ストーマ装具（蓄便袋）		・ストーマ装具（蓄尿袋）	

［対象者］

市内に住所を有する小児慢性特定疾病児童

［利用者負担］

利用者世帯の所得状況に応じた負担があります。

注）それぞれの用具には基準額（給付限度額）があり、基準額を超える部分は全額自己負担になります。

［申請に必要なもの］

① 申請書
② 診断書
③ 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し
④ 市の契約業者による見積書
⑤ 印鑑（本人自署の場合は不要、本人以外の場合は必要（スタンプ印不可））

【 担当 】　糸島市役所　地域福祉課　（TEL　332-2073　FAX　321-1139）

4)　軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成

新たに補聴器を購入する経費又は耐用年数経過後に補聴器を更新する経費を助成します。<u>※ 購入前の申請が必要です。</u>

［対象者］

下記のすべてに該当する人が対象です。

① 市内に住所を有する人
② 0 歳から 18 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある人
③ 両耳の聴力レベルが原則 30 デシベル以上 70 デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない人

［助成金額］

補聴器購入費等と１台当たり基準価格とを比較していずれか少ない方の額の３分の２（1,000 円未満の端数が生じたときは切り捨て）の額

［申請に必要なもの］

①申請書

②医師意見書（指定医師が作成したもの）

③市の契約業者による見積書

④印鑑（本人自署の場合は不要、本人以外の場合は必要（スタンプ印不可））

【 担当 】　糸島市役所　地域福祉課　（TEL　332-2073　FAX　321-1139）

5)　糸島市医療的ケア児レスパイト事業

在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るため、糸島市では医療的ケア児の看護（健康保険法の適用対象となる訪問看護を除く）に指定訪問看護ステーションを利用する場合、その利用にかかる費用の一部を助成します

◆利用対象者◆

・糸島市内に住所を有すること

・0 歳から 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にあること

・在宅で同居の障がいのある子どもなどの保護者または障がいのある子どもなどの介護を行う者（以下「保護者等」という。）による介護を受けて生活していること

・医師の訪問看護指示書（保険医療機関及び保険医療養担当規則第 19 条の 4 第 1 項の規定に基づく訪問看護指示書）による医療的ケアを必要としていること

・訪問看護（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 88 条第 1 項に規定する訪問看護）により医療的ケアを受けていること

◆助成対象経費◆

利用訪問看護ステーションが在宅の医療的ケア児を訪問して行う看護（健康保険法の適用対象となる訪問看護を除く）に係る費用（A)。対象時間に 30 分未満の端数がある場合は切り捨てとし、30 分以上 60 分未満の場合は、0.5 時間と換算します。

〇助成額＝A×7,500 円（1 時間当たり単価）

◆利用回数◆

月の利用回数に制限はありませんが、一年度当たり 48 時間を上限とします。

［申請に必要なもの］

① 申請書

② 医療的なケアを受けていることがわかる書類（訪問看護指示書など）

③ 身体障害者手帳などの写し（お持ちの方）

※ご利用の訪問看護ステーションを経由しての申請となります。

【 担当 】　糸島市役所　地域福祉課　（TEL　332-2073　FAX　321-1139）

（６）その他の事業について

1)　福岡県すみよか事業

障がいのある人が生活しやすいように、玄関や廊下など、住宅の部分的手直しをする場合、その費用の一部を助成する制度です（対象外の工事あり）。

詳しくは地域福祉課にお尋ね下さい。

［対象者］

市町村民税非課税世帯に属し、下記のいずれかに該当する障がいのある人で、移動時、排せつ時または入浴時の状態から住宅の改造が必要と認められる人。

※介護保険の対象者は、介護保険制度が優先になります。

① 身体障害者手帳（１級・２級）所持者等

② 療育手帳（Ａ・Ａ１・Ａ２・Ａ３）所持者または知能指数が 35 以下の人

③ 身体障害者手帳（３級）所持者で知能指数 50 以下の人

［補助上限額］

30 万円

【 担当 】　糸島市役所　地域福祉課　（TEL　332-2073　FAX　321-1139）

2)　車椅子の貸し出し

通院、旅行または車椅子を修理に出しているなど、臨時的に車椅子が必要な人に対し車椅子の貸出しを行っています。

［使用期間］

原則２週間

［貸し出し場所］

健康福祉センター　あごら

糸島市役所　地域福祉課

【問い合わせ先】　糸島市社会福祉協議会　　（TEL　324-1660　FAX　324-3166）

糸島市役所　地域福祉課　（TEL　332-2073　FAX　321-1139）

3)　日常生活自立支援事業

日常生活上の判断に不安のある方（認知症高齢者や知的障がい、精神障がいのある人）が地域で安心して生活できるように、お金の出し入れの援助や相談、大切な書類や印鑑などの預かり、福祉サービスが利用できるよう手続きなどを援助するサービスです。

［対象者］

① 糸島市にお住まいであること

※施設や病院に入所、入院された場合でも利用可能

② 認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分なこと

③ この事業を利用する意思があり、必要な契約内容について理解できること

［費用］

相談は無料。契約後は利用料や預かり料が必要です。

（生活保護を受けている方は、無料）

【問い合わせ先】糸島市社会福祉協議会　（TEL　324-1660　　FAX　324-3166）

5　年金・手当などについて

(1)　障害基礎年金

国民年金に加入している間または60歳以上65歳未満の間に初診日のある病気やけがが原因で、国民年金法施行令で定められた障害等級表の１級又は２級に該当する障害状態になった場合、保険料の納付要件を満たしていれば受給できます。

また、20歳前に初診日のある病気やけがで同程度の障害の状態になった場合にも支給されます。

※ 障害者手帳の等級と障害基礎年金の障害等級は異なります。

※ 65歳より前に老齢基礎年金を受給している人は、事後重症による障害基礎年金を請求することができません。

※ 65歳になる誕生日の前々日までに請求することが必要です（障害認定日請求を除きます)。

［支給金額］（令和７年度）

１級（月額）　86,635円

２級（月額）　69,308円

【 担当 】　糸島市役所　国保年金課　（TEL　332-2071　FAX　323-1149）

(2)　障害厚生年金

障害厚生年金は、厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある病気やけがで、国民年金・厚生年金保険障害認定基準の１級、２級、３級のいずれかに該当する障害状態にあり、保険料の納付要件を満たしている場合に支給されます。

障害年金の３級の障害程度より軽度の場合でも、一時金として障害手当金が支給されることがあります。

【問い合わせ先】

ねんきんダイヤル　（TEL　0570-05-1165）

日本年金機構　（西福岡年金事務所　TEL　883-9962）

※問い合わせの際は、マイナンバーがわかるもの、または、基礎年金番号通知書や年金手帳など基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

※来訪による相談は予約が必要となりますので、必ず事前に問い合わせください。

(3)　特別障害給付金

国民年金に任意加入をしなかったことにより、障害基礎年金などを受給していない障がいのある人に対して、福祉的な措置として給付金を支給する制度です。

［対象者］

下記の国民年金に任意加入していなかった期間に障害の原因となった傷病の初診日があり、現在、障害基礎年金の１、２級相当の障害の状態にある人です。ただし、65 歳に達する日の前日までに該当障害の状態に該当し、請求した人に限られます。

① 平成３年３月以前に国民年金任意加入対象であった学生

② 昭和 61 年３月以前に国民年金任意加入対象であった厚生年金・共済年金・船員保険加入者の配偶者

［支給金額］（令和７年度）

１級（月額）　56,850 円

２級（月額）　45,480 円

※ 所得状況により、支給が制限されることがあります。

【 担当 】　糸島市役所　国保年金課　（TEL　332-2071　FAX　323-1149）

(4)　労災障害（補償）給付

業務災害または通勤災害が原因となった負傷や疾病が治ゆ（症状固定）したとき、身体に一定の障害が残った場合には「障害補償給付支給請求書（業務災害の場合）」、「複数事業労働者障害給付支給請求書（複数業務要因災害の場合）」または、「障害給付支給請求書（通勤災害の場合）」を労働基準監督署に提出することができます。

労働基準監督署長はこれに基づいて障害等級を決定し、障害等級が第１級から第７級に決定された場合は、障害（補償）年金が支給され、第８級から第 14 級に決定された場合は、障害（補償）一時金が支給されます。ただし、治ゆ（症状固定）したときに、身体に何らかの障害が残った場合でも、その障害が障害等級表に該当しない程度のものであれば障害（補償）給付は支給されません。

※ 労働基準監督署が決定する障害等級と身体障害者手帳の等級は異なります。

【問い合わせ先】

労働基準監督署〔福岡中央労働基準監督署　TEL761-5604（労災第２課）〕

(5)　特別児童扶養手当

日本国内に住所があり、精神または身体に障がいを有する20歳未満の児童を監護している父か母、または父母に代わって、その児童を養育している人に支給されます。ただし、対象児童が障がいを事由とする公的年金（障害児福祉手当は年金ではありません）を受けることができるとき、児童福祉施設など（母子生活支援施設、保育所通園施設を除く）に入所しているときは、支給されません。

［支給額］（令和７年４月現在）

重度障がい児１級（月額）　56,800円

中度障がい児２級（月額）　37,830円

※ 所得状況により、支給が制限されることがあります。

［申請に必要なもの］

① 診断書（県指定の所定様式）

※療育手帳（Ａ判定）、身体障害者手帳（種別・等級が特定のもの）のいずれかを持つ人は、診断書を省略し手帳（判定書）の写しで手続きができる場合があります。

② マイナンバーカード（世帯全員のもの）

（あるいは通知カードと写真付きの本人確認書類）

③ 口座のわかるもの（預金通帳またはｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ等）のコピー（申請者名義）

④ 所得証明書　　※ 所得の確認ができないときは必要な場合があります。

【 担当 】　糸島市役所　子ども課　（TEL　332-2074　FAX　321-1139）

(6)　障害児福祉手当

20歳未満の在宅の障がいのある子どもで、次のいずれかに該当し日常生活において常時介護を必要とする状態にある人。

［主な対象要件］

① 障がいの程度が、身体障害者手帳の１級及び２級の一部の児童

② 療育手帳Ａ判定で知能指数が、概ねＩＱ20以下の児童（最重度判定）

③ 肝臓疾患、血液疾患などで上の２つの障害と同等以上の障がいがある児童

④ 精神に障がいがあり、日常の動作、行動にほぼ全面的に介護が必要な児童

※ ただし、次に該当する人には支給されません。

・ 施設に入所している人

・ 障がいを理由とする公的年金などを受給している人

（特別児童扶養手当は年金ではありません。）

・ 本人及び扶養義務者などに一定額以上の所得がある人

［支給額］

月額　16,100 円　（令和７年４月現在）

［申請に必要なもの］

① 認定請求書
② 医師の診断書
③ 現況届（更新の時のみ）
④ 所得状況届
⑤ 公的年金受給確認承諾書
⑥ 所得額等の確認同意書（所得課税証明書が必要な場合があります。）
⑦ 振込先口座内容が確認できるもの（受給者本人名義に限る）
⑧ 印鑑（本人自署の場合は不要、本人以外の場合は必要（スタンプ印不可））
⑨ マイナンバーカード
（あるいは通知カードと写真付きの本人確認書類）

【 担当 】　糸島市役所　地域福祉課　（TEL　332-2073　FAX　321-1139）

(7)　特別障害者手当

20 歳以上の在宅の障がいのある人で、次のいずれかに該当し日常生活において常時介護を必要とする状態にある人。

［主な対象要件］

① 重度の障害が重複している人
② 重度の肢体不自由者で、かつ日常生活に特別の介護を必要とする人
③ 心臓、じん臓などの内部障害が２つ以上あり、絶対安静が必要な人
④ 知的又は精神に障がいのある人で、日常動作と行動に全面的に介護が必要な人

※ ただし、次のような人には支給されません。
・ 施設に入所している人
・ 病院に継続して３か月以上入院している人
・ 本人及び扶養義務者などに一定額以上の所得がある人

［支給額］

月額　29,590 円　（令和７年４月現在）

［申請に必要なもの］

① 認定請求書

② 医師の診断書

③ 現況届（更新の時のみ）

④ 所得状況届

⑤ 公的年金受給確認承諾書

⑥ 所得額等の確認同意書（所得課税証明書が必要な場合があります。）

⑦ 振込先口座内容が確認できるもの（受給者本人名義に限る）

⑧ 印鑑（本人自署の場合は不要、本人以外の場合は必要（スタンプ印不可））

⑨ マイナンバーカード

（あるいは通知カードと写真付きの本人確認書類）

【 担当 】　糸島市役所　地域福祉課　（TEL　332-2073　FAX　321-1139）

(8)　心身障害者扶養共済制度

障がいのある人（障がいのある子ども）を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万が一のこと（死亡や重度の障害を負うなど）があったときに、障がいのある人（障がいのある子ども）に対して、終身一定額の年金が支給されます。

［対象者］

① 知的障がいのある人（障がいのある子ども）

② 身体障がいのある人（障がいのある子ども）（身体障害者手帳１級から３級までに該当する人）

③ 精神または身体に永続的な障がいのある人で、①または②と同程度の障がいと認められる人（例：統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症など）

［保護者の加入要件］

① 保護者の年齢が 65 歳未満であること

② 特別の疾病又は障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること

［掛金月額］

月額　１口当たり 9,300 円 から 23,300 円

（保護者の加入時の年齢によって掛金が異なります。最大２口まで加入可。）

※ 掛金の納付が困難な人（非課税世帯など）に対して、掛金の補助があります。

［年金支給額］

月額　一口あたり 20,000 円

【 担当 】　糸島市役所　地域福祉課　（TEL　332-2073　FAX　321-1139）

(9)　福岡県腎臓疾患患者福祉給付金

夜間に血液透析による治療を受けているじん臓疾患患者に対し、通院に伴う交通費の一部が助成されます。ただし、所得制限があります。

前期と後期に分けて年に２回、必要書類を揃えて申請してください。

［対象者］

身体障害者手帳（じん臓機能障害）の所持者で、就労などのため午後５時以降、月に５回以上血液透析を受けている人で、通院距離が片道 10km 以上または通院に伴う交通費を月 2,000 円以上負担した人。

［支給額］

月額　2,000 円

［申請締め切り］

前期　９月 30 日（４月から９月までの分）

後期　３月 31 日（10 月～翌年３月までの分）

［申請に必要なもの］

① 認定申請書（通院にタクシーを利用する場合は、必ず領収書を添付）

② 通院証明書

③ 受給資格者の属する世帯全員の住民票の写し（続柄の記載があるもの）

④ 受給資格者及び扶養義務者の所得・課税証明書

⑤ 債権者登録申出書

⑥ 振込口座の通帳の写し

※ 前期から引き続き給付を受ける場合は、①及び②のみで可

【 担当 】　糸島市役所　地域福祉課　（TEL　332-2073　FAX　321-1139）

(10)　外国人福祉手当支給事業

［対象者］

① 市内に１年以上居住する外国人住民で昭和 37 年１月１日以前に生まれ、昭和 57 年１月１日以前に初診日のある病気やけがで国民年金法施行令で定められた障害等級表の１級または２級に該当する障害状態である人

② 年金その他の公的年金を受給していない人

③ 生活保護法の適用を受けていない人

［支給額］　月額　10,000 円

【 担当 】　糸島市役所　地域福祉課　（TEL　332-2073　FAX　321-1139）

6　税金の取り扱いについて

※税務署窓口での相談は、事前予約制になっていますので、必ず事前にお問い合わせください。

(1)　所得税

納税者本人またはその同一生計配偶者や扶養親族のうちに障がいのある人がいるときは、申告などにより、所得金額から次のとおり控除されます。

（注）同一生計配偶者とは、納税者の配偶者でその納税者と生計を一にする人（青色事業専従者等を除く）のうち、合計所得金額が 48 万円以下である人です。

① 障害者控除

（身体障害者手帳３～６級、療育手帳Ｂ、精神障害者保健福祉手帳２～３級）

１人につき　27 万円

② 特別障害者控除

（身体障害者手帳１～２級、療育手帳Ａ、精神障害者保健福祉手帳１級）

１人につき　40 万円

③ 同居特別障害者控除

（特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、自己や配偶者や、生計を一にする親族のいずれかとの同居を常としている人です。）

１人につき　75 万円

※ 年末調整または申告の際に、障害者手帳などを提示してください。
障害者控除の対象となる人について、詳しくは、所得税の確定申告の手引などで確認してください。

【問い合わせ先】

国税相談専用ダイヤル（TEL 0570-00-5901）

(2)　市県民税（住民税）

納税義務者自身または同一生計配偶者や扶養親族のうちに障がいのある人がいるときは、申告などにより、所得金額から次のとおり控除されます。

① 障害者控除

（身体障害者手帳３～６級、療育手帳Ｂ、精神障害者保健福祉手帳２～３級）

１人につき　26 万円

② 特別障害者控除

（身体障害者手帳１～２級、療育手帳Ａ、精神障害者保健福祉手帳１級）

１人につき　30 万円

③ 同居特別障害者控除

（特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族と同居している場合）

１人につき　53 万円

※ 年末調整または申告の際に、障害者手帳を提示してください。

また、納税義務者自身が障がいのある人で、前年の合計所得金額が 135 万円以下である場合には、住民税は非課税となります。

【 担当 】　糸島市役所　税務課　市民税係（TEL　323-1111（代））

(3)　心身障害者扶養共済制度掛金の控除（所得税・住民税共通）

条例により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度の掛金は、申告などにより小規模企業共済等掛金控除として所得金額から控除されます。

【問い合わせ先】

国税相談専用ダイヤル（TEL 0570-00-5901）

糸島市役所　税務課　市民税係（TEL　323-1111（代））

(4)　おむつ、ストマ用装具に係る費用の医療費控除（所得税・住民税共通）

［対象者］

① おむつ

傷病によりおおむね６か月以上寝たきりの状態で、医師による治療を継続して行う必要があり、治療上おむつの使用が必要と認められる人

② ストマ用装具

人工肛門のストマまたは尿路変更のストマを持つ人

※ 所得税が非課税の人、住民税が非課税及び均等割のみ課税の人は、医療費控除をしても税額に変更がないため、申告をする必要はありません。

※ 自分で作成した医療費控除の明細書の添付とともに医師が発行する「おむつ使用証明書」、「ストマ用装具使用証明書」を添付または提示する必要があります（添付書類の詳細については問い合わせください）。

※ おむつ代について医療費控除を受けることが２年目以降で、要介護認定を受けている一定の要件に該当する人は、「おむつ使用証明書」に代わる「おむつ代医療費控除確認証明書」を介護・高齢者支援課で発行しています。

【問い合わせ先】

医療費控除について

国税相談専用ダイヤル（TEL 0570-00-5901）

糸島市役所　税務課　市民税係（TEL　323-1111（代））

おむつ代医療費控除確認証明書について

介護・高齢者支援課　（TEL　332-2070　FAX　321-1139）

(5)　事業税

失明又は両眼の視力（屈折異常のある人は矯正視力）が０．０６以下の人が、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業を行う場合は、個人事業税は課税されません。詳しくは問い合わせください。

【問い合わせ先】

県税事務所　（西福岡県税事務所　TEL　735-6142）

(6)　相続税

障がいのある人が相続または遺贈により財産を取得した場合、その人が 85 歳になるまでの年数に 10 万円（特別障害者は 20 万円）を乗じた金額が相続税額から控除されます。なお、過去にこの控除を受けたことがある人は、控除される金額が異なりますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

【問い合わせ先】

国税相談専用ダイヤル（TEL 0570-00-5901）

(7)　贈与税

特定障害者(※)の方に対する贈与で一定条件の下に信託銀行などに信託する場合、6,000 万円（特定障害者のうち特別障害者以外の方については、3,000 万円）まで非課税となります。

※「特定障害者」: ①特別障害者

②特別障害者以外の障害者のうち、精神に障害がある方

【問い合わせ先】

国税相談専用ダイヤル（TEL 0570-00-5901）

(8)　自動車税（種別割・環境性能割）、軽自動車税（種別割・環境性能割）

下表に示す障がいのある人または三親等以内の同一生計者が所有し運転する、もっぱら障がいのある人の用に供する自家用自動車について、申請することで減免されます(障がいのある人一人につき１台かつ納税義務者１人につき１台)。

※軽自動車税（種別割）は市に毎年（納付期限までに）申請する必要があります。

障害の区分	障害等級	
	本人運転	家族(介護)運転
視覚障害	２級の３、２級の４、３級の３、３級の４	１級～３級、４級の１
聴覚障害	２級、３級	２級、３級
平衡機能障害	３級	３級
音声言語障害	３級	３級
上肢不自由	１級、２級	１級、２級
下肢不自由	１級～６級	１級～４級
体幹不自由	１級～３級、５級	１級～３級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能　１級、２級 移動機能　１級～６級	上肢機能　１級、２級 移動機能　１級～４級
心臓機能障害	１級、３級	１級、３級
呼吸器機能障害	１級、３級	１級、３級
じん臓機能障害	１級、３級	１級、３級
直腸・ぼうこう機能障害	１級、３級	１級、３級
小腸機能障害	１級、３級	１級、３級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	１級～３級	１級～３級
肝臓機能障害	１級～３級	１級～３級
療育手帳	Ａ１、Ａ２、Ａ３、Ｂ１ Ａ（旧表記）を含む	Ａ１、Ａ２、Ａ３、Ｂ１ Ａ（旧表記）を含む
精神障害者保健福祉手帳	１級	１級

【問い合わせ先】

自動車税（種別割・環境性能割）　　県税事務所　西福岡県税事務所
軽自動車税（環境性能割）　　(TEL　735-6214)

軽自動車税（種別割）　　糸島市役所　税務課　市民税係
(TEL　323-1111（代))

障害等級について　　糸島市役所　地域福祉課
(TEL　332-2073　FAX　321-1139)

7　公共料金等の割引、補助について

(1)　ＮＨＫ放送受信料の減免

対象者	金額	窓口
次の①②両方の要件を満たす場合 ①　世帯構成員全員が市民税非課税である。 ②　世帯の中に「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかを持っている人がいる。	全額免除	市の福祉事務所の証明を添えてＮＨＫ放送局で手続き
世帯主が次のいずれかにあてはまる場合 ※ 但し、世帯主が受信契約者であること ①　視覚・聴覚障がいのある人 ②　重度の身体障がいのある人（身体障害者手帳１・２級の人） ③　重度の知的障がいのある人（療育手帳判定Ａの人） ④　重度の精神障がいのある人（精神障害者保健福祉手帳１級の人）	半額免除	市の福祉事務所の証明を添えてＮＨＫ放送局で手続き
戦傷病者手帳の特別項症～第１款症でかつ世帯主である人が契約	半額免除	福岡県庁福祉労働部 保護・援護課 ※ＮＨＫへ申請書提出が必要

［申請に必要なもの］

① 手帳

② 印鑑(スタンプ印不可)

※半額免除申請の Web 受付

ホームページ「ＮＨＫ受信料の窓口」
➡　https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/

スマートフォン等は
こちらから　➡

【問い合わせ先】

ＮＨＫ福岡放送局　　(TEL　715-7111　FAX　724-2831)

【担当】

糸島市役所　地域福祉課　(TEL　332-2073　FAX　321-1139)

(2)　タクシー運賃の割引

① 身体障害者手帳及び療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の提示

運賃メーター額の 10%割引（支払額の 10 円未満は端数切捨て）

②福祉タクシー利用券

申請により、料金 670 円を限度とした福祉タクシー利用券を支給します。
紛失などによる再交付はできません。

［交付枚数］

月３枚で年間 36 枚（年度の途中での交付は当該月から翌年３月分まで）
１乗車につき１枚のみの使用です。

［対象者］

市内に住所を有し、かつ市民税所得割非課税の在宅の障がいのある人で、次のいずれかの障害者手帳の交付を受けている人。

① 身体障害者手帳
　ア　視覚障害　１級又は２級
　イ　肢体不自由　１級又は２級
　ウ　心臓、じん臓、肝臓または呼吸器の機能の障害　１級
　エ　ぼうこうまたは直腸の機能の障害　１級
　オ　小腸の機能の障害　１級
　カ　ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害　１級
② 療育手帳
　Ａ・Ａ１・Ａ２・Ａ３
③ 精神障害者保健福祉手帳
　１級

［申請に必要なもの］

① 手帳
② 印鑑（本人自署の場合は不要、本人以外の場合は必要（スタンプ印不可））
③ マイナンバーカード（または通知カードと写真付きの本人確認書類）

【 担当 】　糸島市役所　地域福祉課　（TEL　332-2073　FAX　321-1139）

(3)　有料道路の通行料金の割引

事前に申請することにより、有料道路の通行料金が５割引になります。車を登録する場合は、障がいのある人一人につき１台で、車種要件及び所有者要件を満たす車のみとなりますが自動車を保有されていないまたは事前登録された自動車がやむを得ず使用できない場合などを考慮し、事前登録されていない自動車による通行についても割引の対象となります。詳しい車種・所有者要件についてはお尋ねください。

［所有者要件］

本人、配偶者、直系血族・兄弟姉妹及びその配偶者、同居の親族など

［対象］

① 障がいのある本人が運転する場合

身体障害者手帳の交付を受けているすべての人が対象です。

② 障がいのある本人以外の人が運転し、障がいのある本人が同乗する場合

身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方のうち、重度の障がいのある人が対象です。（重度の障がいのある人が自ら運転する場合でも対象になります）・・・種別は１種

※ 精神障害者保健福祉手帳のみを所持している人は、対象外です。

［申請に必要なもの］

① 身体障害者手帳または療育手帳

② 登録する自動車の自動車検査証

③ 運転免許証（障がいのある本人が運転する場合のみ）

④ ＥＴＣカード　障がいのある本人の名義のもの

⑤ ＥＴＣ車載器の管理番号が確認できるもの

（ＥＴＣ車載器セットアップ申込書・証明書や有料道路割引ＥＴＣ利用の更新案内など）

※ ④、⑤についてはＥＴＣを利用される場合のみ必要です。

※ 有料道路割引ＥＴＣ利用の更新案内については、更新時に有料道路ＥＴＣ割引登録係から自宅に郵送されますのでご持参ください。

【問い合わせ先】

ご利用になる有料道路を管理する公団・公社

【担当】

糸島市役所　地域福祉課　（TEL　332-2073　FAX　321-1139）

(4)　糸島市内定時定路線バス・オンデマンドバスの運賃割引

乗車券購入時や降車時に、身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示してください。

種　別	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳			
手帳保有者	小児（12 歳未満）		大人（12 歳以上）	
対　象	本人	介護者	本人	介護者
普通乗車券 回数乗車券 IC カード	○	○	○	○
定期乗車券		◇	◇	◇

○＝５割の障がい者割引適用可　　◇＝３割の障がい者割引適用可

［主な注意事項］

※ 大人・小児、１種・２種に関わらず、介護者が必要と認められる場合は介護者も割引適用されます。

※ 小児定期乗車券については、障がい者割引はありません。

※ 介護者が通学定期券の使用資格者（例：介護者が高校生）であっても、介護者に対して通学定期券は発売いたしません。

※ 他の割引制度との同時適用はできません。

※ 一般 IC カード利用の場合は、必ずタッチする前に運転士へ声掛けください。（障がい者用 IC カードの場合は、声掛け不要です。）

※ マイナポータル連携済みのものに限り、スマートフォンの障害者手帳アプリ「ミライロＩＤ」も各種手帳の代わりとしてご掲示いただけます。

【 問い合わせ先 】

九大線・いとしま号　昭和自動車(株)伊都営業所　(TEL 407-0812)

九大線以外　昭和自動車(株)タクシー事業部　(TEL 322-2236)

(5) 市営渡船ひめしまの割引及び使用料助成

「市営渡船ひめしま」を使用する場合、手帳の提示による旅客運賃の割引があります。さらに、市内に住所を有する人が申請書（糸島市渡船使用料助成事業）を提出することで旅客運賃の割引と助成を受けることができます。

※ 定期券の割引はありません。

※ マイナポータル連携済みのものに限り、スマートフォンの障害者手帳アプリ「ミライロＩＤ」も各種手帳の代わりとしてご掲示いただけます。

手帳の種類	種　別	手帳提示による運賃割引	助成申請による運賃助成※	本人負担額
身体障害者手帳	第１種	230 円	240 円	0 円
療育手帳	第１種	230 円	240 円	0 円
	第２種(B2 を除く)	適用なし	230 円	240 円
精神障害者保健福祉手帳	１級	230 円	240 円	0 円
	２級	適用なし	230 円	240 円

※上記の運賃助成（糸島市渡船使用料助成事業乗船券）は事前の申請・交付が必要です。

※上記「第１種」または「１級」手帳所持者１名に対して、介護者１名分は半額割引（運賃 240 円）があります。

【 担当 】

＜運賃割引＞　糸島市役所　コミュニティ推進課　(TEL　332-2062　FAX　323-2344)

＜運賃助成＞　糸島市役所　地域福祉課　(TEL　332-2073　FAX　321-1139)

(6)　ＪＲ九州の運賃割引

乗車券類を購入の際、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第１種または第２種の記載のある身体障害者手帳または療育手帳を窓口に呈示することで、割引を受けることができます。割引の内容は、表のとおりです。

種　別	第１種身体障害者手帳・療育手帳						第２種身体障害者手帳・療育手帳					
手帳保有者	小児（12 歳未満）			大人（12 歳以上）			小児（12 歳未満）			大人（12 歳以上）		
対　象	本人単独	介護者同伴		本人単独	介護者同伴		本人単独	介護者同伴		本人単独	介護者同伴	
		本人	介護		本人	介護		本人	介護		本人	介護
普通乗車券	▲	○	○	▲	○	○	▲			▲		
普通回数乗車券		○	○		○	○						
定期乗車券			○		○	○			○			
普通急行券		○	○		○	○						

○＝５割引の障がい者割引適用可

▲＝片道 101 ㎞以上（営業キロ）の利用の場合のみ５割引の障がい者割引適用可

［主な注意事項］

※ 乗車券類購入時に窓口に手帳（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に「第１種」または「第２種」の記載のあるもの）を必ず呈示してください。乗車中も必ず手帳を携帯し、係員の請求があればいつでも手帳を呈示してください。

※ 介護者は、障がいのある人１名に対し１名まで。障がいのある人と同時に同一種類・区間の乗車券類を購入する場合に限ります。

※ 介護者が通学定期の資格者であっても通勤定期を発売します。

※ 小児定期は割引を適用できません。

※ ６歳から 12 歳未満を小児としますが６歳で小学校入学前は幼児扱いとなります。

※ 12 歳以上を大人としますが、中学校入学前は小児扱いとなります。

［おことわり］

交通運賃の割引につきましては、各会社の負担により、各会社の規定に基づき実施されております。詳細については、各駅、バスセンターなどの窓口に確認ください。

(7)　ＪＲ九州バスの運賃割引

ＪＲ九州バスでは、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳保持の方へ割引を行っています。尚、手帳を携帯し、ご利用の際に提示していただくことが必要です。また、割引の際、10 円単位の端数は四捨五入となります。

※ 県外へまたがる高速バスは身体障害者手帳・療育手帳保持の方が対象となります。
　精神障害者手帳割引に関しては、ＪＲ九州バスホームページでご確認下さい。

※ 特殊割引乗車券・企画割引乗車券は除きます。

□一般路線バス

手帳種類	対象者	割引率		
身体障がい 1 種 2 種 知的障がい 1 種 2 種 精神障がい 1 級、2 級 割引	本人	普通旅客運賃	大人	大人運賃の 5 割引
			こども	こども運賃の 5 割引
		定期旅客運賃	大人	通勤・通学定期券の 3 割引
			こども	小児通学定期券の 3 割引
	介護者	普通旅客運賃	大人	大人運賃の 5 割引
			こども	こども運賃の 5 割引
		定期旅客運賃	大人	通勤定期券の 3 割引
			こども	-
精神障がい 3 級 割引 ※介護者割引は ございません	本人	普通旅客運賃	大人	大人運賃の 5 割引
			こども	こども運賃の 5 割引
		定期旅客運賃	大人	通勤・通学定期券の 3 割引
			こども	小児通学定期券の 3 割引

□高速バス

手帳種類	対象者	割引率		
身体障がい 1 種 知的障がい 1 種 割引	本人	普通旅客運賃	大人	大人運賃の 5 割引
			こども	こども運賃の 5 割引
	介護者	普通旅客運賃	大人	大人運賃の 5 割引
			こども	こども運賃の 5 割引
身体障がい 2 種 知的障がい 2 種 割引 ※介護者割引は ございません	本人	普通旅客運賃	大人	大人運賃の 5 割引
			こども	こども運賃の 5 割引

※ 精神障害者手帳割引に関しては、ＪＲ九州バスホームページでご確認下さい。

（8）福岡市地下鉄の運賃割引

<table>
<tr><th colspan="2">割引の対象</th><th>割引率</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td rowspan="2">身体障害者手帳
１～３級
療育手帳　Ａ
精神障害者保健福祉手帳　１級</td><td>本人</td><td rowspan="3">５割

普通乗車券
１日乗車券
定期券
ＩＣカード
（割引はやかけん）

※小児の方は普通乗車券のみ小児料金から割引</td><td rowspan="3">〈普通乗車券・１日乗車券〉
券売機で割引運賃の乗車券を購入（必要に応じ手帳を提示）
※障がい児（小学生以下）の場合、事前登録した「小児はやかけん」の利用で、翌月に割引差額分のポイントを付与する制度あり（詳細は福岡市地下鉄 HP にてご確認ください）

〈定期券〉
定期券うりば、または券売機で手帳を提示して購入
（新規通学定期券購入は、定期券うりば、または橋本・野芥・福大前・薬院・天神南駅の券売機で購入）
※介護者の定期券については、介護者が通学定期の資格者であっても通勤定期券を販売

〈ＩＣカード（割引はやかけん）〉
本人
定期券うりば、駅窓口、または券売機で手帳を提示して購入
介護者
定期券うりば、または駅窓口で介護が必要な方の手帳を提示して購入

※割引はやかけんには有効期限があるものもございます。
詳しくは駅係員にお尋ねください。
※提示する手帳は、原本、またはミライロＩＤに限ります。</td></tr>
<tr><td>介護者</td></tr>
<tr><td>身体障害者手帳
４～６級
療育手帳　Ｂ
精神障害者保健福祉手帳
２級・３級</td><td>本人</td></tr>
</table>

(9)　西鉄電車・西鉄バスの運賃割引

①　西鉄電車

<table>
<tr><td>種　別</td><td colspan="4">第１種身体障害者手帳・療育手帳
精神障害者保健福祉手帳１級</td><td colspan="4">第２種身体障害者手帳・療育手帳
精神障害者保健福祉手帳２級・３級</td></tr>
<tr><td>手帳保有者</td><td colspan="2">小児（12 歳未満）</td><td colspan="2">大人（12 歳以上）</td><td colspan="2">小児（12 歳未満）</td><td colspan="2">大人（12 歳以上）</td></tr>
<tr><td>対　象</td><td>本人</td><td>介護者</td><td>本人</td><td>介護者</td><td>本人</td><td>介護者</td><td>本人</td><td>介護者</td></tr>
<tr><td>普通乗車券</td><td rowspan="2">○</td><td rowspan="2">○</td><td rowspan="2">○</td><td rowspan="2">○</td><td rowspan="2">○</td><td rowspan="2">×</td><td rowspan="2">○</td><td rowspan="2">×</td></tr>
<tr><td>回数乗車券</td></tr>
<tr><td>定期券</td><td>×</td><td>大人通勤に限り○</td><td>○</td><td>大人通勤に限り○</td><td>×</td><td>大人通勤に限り○</td><td>×</td><td>×</td></tr>
</table>

○＝５割の障がい者割引適用可

[主な注意事項]

※ 割引率については、乗車券は５割引、定期券は当該定期旅客運賃の５割引となっています。なお、５円の端数は 10 円単位に切り上げます。

※ 小児定期券については、障がい者割引はありません。

※ 障がいのある人１名に対し、介護者は１名までです。

※ 介護者が通学定期券の使用資格者（例：介護者が高校生）であっても、介護者に対して通学定期券は発売しません。

※ 普通乗車券・定期券を購入時に、身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示して下さい。※マイナポータルと連携したミライロＩＤアプリの掲示でも割引可能です。ただし、マイナポータルと連携していない、スマートフォンの不具合で画面の提示ができない場合は手帳をご掲示ください。

※ ご旅行中は「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」をご携帯ください。

※ 普通乗車券の購入には、現金の他に nimoca などＩＣカードでも購入できます。なお、自動券売機できっぷをお求めの際は、割引ボタンを押して下さい。係員が参りますので、しばらくお待ち下さい。

※ ＩＣカードのうち、障がいのある人用 nimoca は、改札機で自動的に割引後の運賃になります。

② 西鉄バス

<table>
<tr><td>種　別</td><td colspan="4">第１種身体障害者手帳・療育手帳
精神障害者保健福祉手帳１級</td><td colspan="4">第２種身体障害者手帳・療育手帳
精神障害者保健福祉手帳２級・３級</td></tr>
<tr><td>手帳保有者</td><td colspan="2">小児(12 歳未満)</td><td colspan="2">大人(12 歳以上)</td><td colspan="2">小児(12 歳未満)</td><td colspan="2">大人(12 歳以上)</td></tr>
<tr><td>対　象</td><td>本人</td><td>介護者</td><td>本人</td><td>介護者</td><td>本人</td><td>介護者</td><td>本人</td><td>介護者</td></tr>
<tr><td>普通乗車券
現　　金
ＩＣカード</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td></tr>
<tr><td>定期券</td><td>×</td><td>大人通勤に
限り○</td><td>○</td><td>大人通勤に
限り○</td><td>×</td><td>大人通勤に
限り○</td><td>○</td><td>×</td></tr>
</table>

○＝５割の障がい者割引適用可

[主な注意事項]

※ 割引率については、普通乗車券・現金・ＩＣカードは５割引、定期券は当該定期旅客運賃の５割引となっております。なお、計算上生じた端数は 10 円単位に切り上げます。

※ 小児定期券（中学生以下）については、障がい者割引はありません。

※ 障がいのある人１名に対し、介護者は１名までとなっております。

※ 介護者が通学定期券の使用資格者（例：介護者が高校生）であっても、介護者に対して通学定期券は発売せず、大人通勤定期券を販売いたします。

※ 普通乗車券・定期券を購入時に身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示して下さい。また、障がいのある人用 nimoca 以外は、バスを降りる際に、身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳提示により、割引処理を行います。マイナポータルと連携したミライ ID アプリのご提示でも割引を行います。ただし、マイナポータルと連携していない・スマートフォンの不具合で画面の提示ができない等の場合は、障害者手帳をご提示ください。

※ 精神障害者保健福祉手帳の高速バスでの割引は一部路線のみ適用しております。

※ 介護者が購入する乗車券の種類、区間、適用期間が障がいのある人と同一かつ、同時に使用する場合のみ、障がいのある人と同一の取扱いをします。

(10)　航空運賃の割引

精神障がいのある人・身体障がいのある人・知的障がいのある人について、障害の程度にかかわらず手帳を有している人（介護者１名を含む）は、航空旅客運賃の割引が適用されます。※航空会社により割引内容が異なりますので、詳細は利用される航空会社に問い合わせ下さい。

(11)　船舶運賃の割引

身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者が利用する場合、割引を受けられることがあります。

※船舶会社により割引内容が異なりますので、利用される船舶会社に問い合わせください。

(12)　入館料などの減免

糸島市立伊都国歴史博物館・志摩歴史資料館では、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などを提示すると、本人と付添１名までの入館料や特別展期間中の特別展観覧料が無料になります。

【 担当 】糸島市役所文化課博物館係（伊都国歴史博物館）
TEL 322-7083　FAX 321-9155

(13) 体育施設使用料の減免など

身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者が糸島市内の体育施設を利用する場合、利用料金は全額減免になります。

糸島市運動公園の多目的体育館では、スポーツ用車いす、ボッチャなどのスポーツ備品や音声の聞こえを補助する集団補聴受信機の貸し出しも行っています。

【 担当 】糸島市役所　生涯学習課　TEL 332-2092　FAX 323-2344

(14)　携帯電話の割引

障害者手帳など（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特定疾患医療受給者証・特定疾患登録者証・特定医療費（指定難病）受給者証）を所持している人が携帯電話を利用する場合、割引を受けることができます。詳細については各携帯電話会社に問い合わせください。

① ＮＴＴドコモ（ハーティ割引）

〈ドコモインフォメーションセンター〉（受付時間：9：00～20：00　年中無休）

ドコモの携帯電話から：局番なし 151（無料）

一般電話（固定電話・携帯電話・PHS）などから　0120-800-000（無料）

※一部の IP 電話からは接続できない場合があります。

② ａｕ（スマイルハート割引）

お客様センター（受付時間 9:00～20:00　年中無休）

au 電話から　局番なし　157（無料）

一般電話などから　0077-7-111（無料）

又は 0120-977-033（無料）

障害のあるお客様へ

https://www.au.com/support/inquiry/hearing/

③ ソフトバンク（ハートフレンド割引）

ソフトバンク携帯電話から　局番なし 157（無料）

チャットサポート　※日本語のみの対応となります

https://u.softbank.jp/3dGNLSZ

(15)　ケーブルテレビなどの割引

障害者手帳などをお持ちのご本人、またはご本人と同居し扶養されているご家族は割引を受けることができます。

J:COM(ジェイコム)ハートフルプラン

［対象］次のいずれかをお持ちのご本人、または本人と同居し扶養されているご家族
身体障害者(1 級・2 級)、療養手帳（最重度、重度、中度)、精神障害者保健福祉手帳(1 級)

詳細は、下記にお問い合わせ下さい。

・J:COM カスタマーセンター　0120-999-000（受付時間 AM9:00～PM６:00)年中無休
※発信者番号を非通知にされている場合は、0120 の前に「186」を付けてお電話ください。
※弊社は提供するテレビ、ネット、スマホ、でんき、およびこれらの付随サービス、その他の J:COM サービスをご案内することがあります。

・ホームページ　https://www.jcom.co.jp/service/heartful_pack

8　各種貸付制度について

(1)　肢体不自由高校生奨学金

年額35,000円の奨学金を受けることができます。この奨学金は、返す必要はありません。

［応募資格］

次の２点のいずれにも該当する人

①福岡県内に住所を有し、学校教育法第１条に規定する高等学校及び中等教育学校後期課程に在学の生徒（最終学年は除く）または翌年度高等学校進学希望の中学第３学年在学の生徒

②身体障害者手帳を所持し、障害程度が１級から５級までの肢体不自由の生徒

なお、いろいろな条件がありますので、下記へ問い合わせください。

【問い合わせ先】

福岡県肢体不自由児協会　（TEL 584-5723　FAX 584-5723）

※詳細は福岡県肢体不自由協会ホームページ参照（https:www.fcca-jp.com）

(2)　生活福祉資金

資金の種類		内容
総合支援資金 （失業後２年以内の方）	生活支援費	離職などにより生計の維持が困難になった場合の就職するまでの資金
	住宅入居費	住居を失いそうな方もしくは失ってしまった方の、新しい住宅の賃貸契約を結ぶために必要な敷金、礼金などの資金
	一時生活再建費	生活を立て直すために一時的に必要な資金
福祉資金	福祉費	福祉用具購入、住居の移転、住宅の増改築、生業、介護、療養などの一時的に必要な資金
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の資金
教育支援資金	教育支援費	高校、大学、高等専門学校に修学するための資金
	就学支度費	
臨時特例つなぎ資金 （住居を失っている方）		住居確保給付金や生活保護費などの公的給付が給付されるまでのつなぎ資金

※資金ごとに貸付条件があり、貸付を受けるには福岡県社会福祉協議会の審査があります。総合支援資金、緊急小口資金、臨時特例つなぎ資金については、原則として生活困窮者自立支援事業の利用が必要です。

※詳細は福岡県社会福祉協議会ホームページ参照（https://www.fuku-shakyo.jp/）

【問い合わせ先】

糸島市社会福祉協議会　（TEL　324-1660　FAX　324-3166）

９　その他の福祉施策について

(1)　郵便などによる不在者投票

身体に重度の障がいのある人で、身体障害者手帳の交付を受けている人は、いま住んでいる場所で投票用紙に投票の記載をし、これを郵送するという方法により、投票することができます。

ただし、郵便などでの投票を行うためには、「郵便等投票証明書（郵便など投票のできる人であることの証明書)」の交付を受けておく必要があります。

郵便等投票証明書の交付申請は、選挙の時期に限らず、いつでも申請することができます。交付までに時間を要する場合がありますので、できるだけ早めの申請をお願いします。

［対象者］

障がい名	１級	２級	３級
両下肢、体幹、移動機能	○	○	－
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	○	－	○
免疫、肝臓	○	○	○

※郵便等での投票対象者のうち、「上肢」または「視覚」の障がい「１級」の人は、申請を行うことにより、「代理記載の方法」で、投票することができます。詳しくは、問い合わせください。

【 担当 】　糸島市選挙管理委員会（TEL　332-2100　FAX　324-0239）

(2)　駐車禁止の規制の適用除外

身体障害者手帳の交付を受けた歩行困難な下肢、体幹機能障がいのある人などに対して、「駐車禁止除外指定車標章」を交付し、その人が使用している車両で、かつ交通の妨げにならない場合に限って、公安委員会が道路標識などによって指定した駐車禁止場所での駐車を認めています。(法定の駐車禁止場所、駐停車禁止場所、時間制限駐車区間（パーキングメーター）などは除きます。)

※ 障がいの種別や程度により交付を受けられない場合がありますので、交付を受けようとする場合は必ず事前に警察署に問い合わせください。

【問い合わせ先】

糸島警察署交通課（TEL　323-0110）

音声ガイダンスが流れますので、「３」を押して、次に「１」を押してください。

時間：平日午前９時～午後５時４５分

(3)　公共施設内での売店の優先設置

国や地方自治体が設置した公共施設に、身体障がいのある人が売店を設置する場合、優先的な取扱いがあります。

【問い合わせ先】

設置を申し込む公共施設

(4)　たばこ小売販売業の許可

たばこ小売販売業の許可について、身体障がいのある人に対しては許可基準を一部緩和しています。

【問い合わせ先】

［申請受付窓口］　日本たばこ産業 ㈱ 福岡支社　許可担当（TEL　303-0243）

［相談窓口］　　福岡財務支局　理財部　理財課（TEL　472-3985）

(5)　公営住宅の特定目的住宅

県営住宅では、一定の障がいのある人の世帯の入居申し込みの際、抽選時の倍率優遇措置を行っています。また、車椅子対応住宅を前原団地に４戸、有田団地に６戸設けています。

市営住宅では、車椅子対応住戸を神在団地に３戸、初団地に２戸設けています。

【問い合わせ先】

県営住宅　福岡県住宅供給公社　福岡管理事務所　（TEL　713-1683）

【担当】

市営住宅　糸島市役所　都市施設課　（TEL　332-2078　FAX　329-1311）

(6)　青い鳥郵便葉書

身体障害者手帳「１級」または「２級」、療育手帳に「A」と表記されている方は、最寄りの郵便局へ申出れば、通常郵便葉書（無地、インクジェット紙またはくぼみ入りのいずれか）または通常郵便葉書胡蝶蘭（無地またはインクジェット紙のいずれか）を１人 20 枚無料で送付されます。※郵送でのお渡しのみ

［受付期間］2025 年 4 月 1 日（火）～2025 年 6 月 2 日（月）まで

［配布期間］2025 年 4 月 21 日（月）以降

［申込方法］

郵便局窓口に備えつけの「青い鳥郵便葉書配布申込書」に必要事項を記入し、申出者の住所または居所の近くの郵便局に手帳を提示して申し出ます。

【問い合わせ先】

日本郵便株式会社　前原郵便局　総務部　（TEL　322-1652　FAX　322-5869）

(7)　ふくおか・まごころ駐車場

車の乗り降りや移動に配慮の必要な人が、障がいのある人用の駐車場などに車を駐車し、安心して施設を利用できるように支援する制度です。ふくおか・まごころ駐車場に車を駐車するには、事前に申請して利用証の交付を受ける必要があります。

［対象者］

身体障がいのある人・知的障がいのある人・精神障がいのある人・高齢者・難病患者・妊産婦・けが人（なお、それぞれ対象となる要件がありますので、詳しくは問い合わせください。）

［利用証の発行場所］

福岡県糸島保健福祉事務所　社会福祉課

（福岡県糸島総合庁舎２階）

※市役所ではありませんのでご注意ください。

［申請に必要なもの］

対象者の状態により申請時に必要な物が異なりますので、詳しくは福岡県糸島保健福祉事務所へお尋ねください。

【問い合わせ先】

〒819-1112　糸島市浦志二丁目３番１号

福岡県糸島保健福祉事務所 社会福祉課

（TEL　322-1449）

(8)　ヘルプマーク・ヘルプカード

目や耳、言語の障がい、内部障がいや難病、知的障がい、精神障がい、認知症、妊娠初期の人など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるマークとカードです。

（ヘルプマーク）

（ヘルプカード）

［利用対象者］

障害のある人、認知症のある人、妊娠している人など、周囲のお手伝いが必要な人なら、どなたでも利用可能です。

［ヘルプマーク配布窓口］※無償で配布しますが、ひとりにつき１個までとなります。

福岡県障がい福祉課、各市町村の福祉課

［ヘルプカード配布窓口］

県保健福祉環境事務所、県庁障がい福祉課、各市町村の福祉課、障がい福祉相談支援事業所などで配布しています。また、下記ホームページで、自由に印刷することもできます。

アドレス：http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/helpcard.html

【問い合わせ先】

福岡県福祉労働部障がい福祉課　（TEL　643-3264　FAX　643-3304）

(9)　保育料の軽減等

保育園や認定こども園を利用中、または新たに申し込む際、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の写しを子ども課へ提出することで、２歳児クラスまでの児童は保育料が軽減、３歳児クラス以上の児童は副食費が免除されることがあります。

内容は以下のとおりです。

児童の認定区分	保護者の所得割合算額	軽減または免除内容
２号認定(３歳児クラス以上の保育園部分利用児童)	57,701 円以上 77,101 円未満	副食費が免除
３号認定(２歳児クラスまでの児童)	77,101 円未満 ※住民税非課税世帯は保育料０円	年齢に関わらず、子どもを上から数えて ・１人目の場合：8,200 円 ・２人目の場合：　　０円 ※３人目以降も０円

［主な注意事項］

※提出されても保護者の所得割額によっては対象とならないことがあります。

※翌年度も継続して保育所等を利用する場合も、手帳の写しは毎年提出が必要です。

※１号認定(満３歳以上の幼稚園部分利用児童)は対象外です。

【 担当 】　糸島市役所　子ども課　（TEL　332-2074　FAX　321-1139）

１０　関係機関・団体など

(1)　糸島市の地域活動支援センター事業

事業団体	主な作業内容	活動場所	電話（FAX）	区分
ＮＰＯ法人みらい	日用品やマスコット作成などの創作活動、有価資源回収（古紙・アルミ缶） ボランティアなどとの地域との交流（糸島市地域活動支援センター）	二丈深江八丁目１５番８号	325-2455 （同）	身体 知的 精神
いとしま工芸 （特定非営利法人伊都はまぼう会）	バザー時の創作品等販売、サークル活動（ヨガ、華道、調理教室等） 定例：パソコン教室、創作活動、家族会、地域のボランティアとの研修・交流会、陶芸教室 随時：社会資源見学、ミニ学習会（出前講座、映画などを通して）、ミニコンサート、健康体操教室など（土曜、日曜開所）	前原南一丁目１番１０号	322-9843 （同）	精神 知的
ＭＵＫＡ （社会福祉法人香月福祉会）	果樹菜園 里山整備 その他	志摩久家２４８２番地２	328-1923 （328-1924）	精神 知的

(2)　県内の関係機関

名　称	所在地	電　話	ＦＡＸ
福岡県糸島保健福祉事務所	糸島市浦志二丁目３番１号	322 - 3269	322 - 9252
福岡県福岡児童相談所	春日市原町３丁目１番７号	586 - 0023	586 - 0044
福岡県障がい者更生相談所	春日市原町３丁目１番７号	586 - 1055	586 - 1065
福岡県精神保健福祉センター	春日市原町３丁目１番７号	582 - 7510	582 - 7505
福岡県福祉労働部 障がい福祉課　企画管理係	福岡市博多区東公園７番７号	643 - 3262	643 - 3304
福岡県福祉労働部 障がい福祉課　自立支援係	福岡市博多区東公園７番７号	643 - 3263	643 - 3304
福岡県福祉労働部 障がい福祉課　社会参加係	福岡市博多区東公園７番７号	643 - 3264	643 - 3304
福岡県福祉労働部 障がい福祉課　医療・給付係	福岡市博多区東公園７番７号	643 - 3144	643 - 3304
福岡県福祉労働部 障がい福祉課　障がい福祉サービス指導室	福岡市博多区東公園７番７号	643 - 3312	643 - 3304
福岡県福祉労働部 障がい福祉課　障がい者差別解消専門相談	福岡市博多区東公園７番７号	643 - 3143	643 - 3304
福岡県身体障害者福祉協会	春日市原町３丁目１番７号	584 - 6067	584 - 6070
福岡県盲人協会	太宰府市三条１丁目４番２号	923 - 6336	923 - 6339
福岡県聴覚障害協会	春日市原町３丁目１番７号	582 - 2414	582 - 2419
福岡県手話の会連合会	春日市原町３丁目１番７号	584 - 3649	584 - 3649
福岡県肢体不自由児協会	春日市原町３丁目１番７号	584 - 5723	584 - 5723
九州盲導犬協会	糸島市東７０２番地１	324 - 3169	324 - 3386

九州補助犬協会	糸島市井田原７６番地２０	327 - 0364	327 - 0364
福岡県障がい者スポーツ協会	春日市原町３丁目１番７号	582 - 5223	582 - 5228

11　オストメイト対応バリアフリートイレの糸島市内設置箇所

オストメイト対応バリアフリートイレとは、直腸がんや膀胱がんなどにより、臓器に機能障害を負い、腹部などに排泄のための開口部ーストーマ（人工肛門・人工膀胱）ーを造設した人が排泄処理を行うためのトイレのことです。室内は広く、汚れた服等を洗えるような作りになっています。

名称	所在地	利用可能時間	利用できない日
糸島市役所（１階・２階）	前原西一丁目１番１号	8:30～17:15	土日・祝日・12/29～1/3
糸島市交流プラザ二丈館（１階）	二丈深江一丁目１番 20 号	8:30～22:00	12/29～1/3
糸島市交流プラザ志摩館	志摩初 30 番地	8:30～22:00	12/29～1/3
糸島市健康福祉センター あごら	潤一丁目 22 番１号	9:00～22:00	月曜（その日が祝日の場合はその翌日）・12/29～1/3
伊都文化会館　２ヶ所	前原東二丁目２番７号	9:00～22:00	月曜(その日が祝日の場合はその翌日)・12/29～1/3
糸島市人権センター	前原東二丁目２番１号	9:00～17:00	日曜・12/29～1/3
糸島市地域活動支援センター	二丈深江八丁目 15 番８号	9:00～16:00	日曜・祝日・12/29～1/3 月曜・木曜
東風コミュニティセンター	潤四丁目 10 番２号	9:00～17:00	月曜・12/29～1/3
波多江コミュニティセンター	池田 216 番地１	9:00～17:00	月曜・12/29～1/3
一貴山コミュニティセンター	二丈石崎 81 番地	9:00～17:00	月曜・12/29～1/3
福吉コミュニティセンター	二丈吉井 4017 番地	9:00～17:00	月曜・12/29～1/3
伊都国歴史博物館　２ヶ所	井原 916 番地	9:00～17:00	月曜(その日が祝日の場合はその翌日)・12/29～1/3
平原歴史公園	曽根	24 時間	
ファームパーク伊都国	高祖 742 番地	9:00～17:00	月曜(その日が祝日の場合はその翌日)
雷山公衆トイレ	雷山 676 番地１	24 時間	
白糸の滝公衆トイレ	白糸 460 番地６	9:00～17:00	
高祖公衆トイレ	高祖 1412 番地１	24 時間	
二丈コミュニティプラザ公衆トイレ	二丈深江 1146 番地４	24 時間	
志摩中央公園公衆トイレ	志摩初１番地２	24 時間	
幣の浜公衆トイレ	志摩芥屋１番地１	24 時間	
ＪＲ筑前前原駅北口公衆トイレ	前原中央一丁目１番 15 号	24 時間	
ＪＲ筑前前原駅南口公衆トイレ	前原中央一丁目１番 16 号	24 時間	
ＪＲ糸島高校駅北口公衆トイレ	浦志一丁目	24 時間	
ＪＲ糸島高校駅南口公衆トイレ	伊都の杜一丁目	24 時間	
ＪＲ筑前深江駅西口公衆トイレ	二丈深江 959 番地４	24 時間	
ＪＲ波多江駅	波多江駅南一丁目	始発～最終　駅改札口内 （設置・管理　ＪＲ九州）	
ＪＲ糸島高校前駅	伊都の杜一丁目５番１号	始発～最終　駅改札口内 （設置・管理　ＪＲ九州）	
ＪＲ筑前深江駅	二丈深江 1078 番地２	始発～最終　駅改札口内 （設置・管理　ＪＲ九州）	

名称	所在地	利用可能時間	利用できない日
イオンスーパーセンター志摩店	志摩津和崎 29 番地１	8:00～22:00	
健康ふれあい施設きららの湯（別館）	二丈深江一丁目 20 番１号	10:00～21:00	第３火曜(その日が祝日の場合はその翌日)
伊都菜彩	波多江 567 番地	9:00～18:00	年始
糸島市運動公園（野外トイレ）	蔵持 686 番地１	24 時間	
糸島市運動公園多目的体育館（1 階）	蔵持 686 番地１	9:00～22:00	月曜(その日が祝日の場合はその翌日)・12/29～1/3

１２　糸島市立としょかん館内の読書サポートサービス

■「サピエ図書館」の利用サービス■

本館・二丈館・志摩館で、下記のとおり「サピエ図書館」の利用サービスを行っています。
「サピエ図書館」とは、視覚障がいのある方や活字による読書が困難な方に録音図書のデータ（約１２万冊）などを提供するネットワークシステムです。

１．サービス内容

① インターネット用パソコンによる「サピエ図書館」の利用
② プレクストークによる「サピエ図書館」の利用

【プレクストーク PTR３】

※プレクストークとは、デイジー図書(視覚障がいのある方や普通の印刷物を読むことが困難な方のために作られたデジタル録音図書)を聞くための専用再生機のこと。

２．対象者

糸島市図書館に来館できる方で、視覚障がいのある方、視力の低下により読書が困難な方など（障害者手帳の所有は問いません。）

３．利用・受付場所

糸島市立図書館（本館・二丈館・志摩館）※館内のみの利用

４．申し込み方法

①来館する図書館窓口カウンターまたは電話にて、事前に予約(１週間程度前)してください。
②事前予約では、「利用者氏名」「連絡先」「利用予定日及び時間」などをお知らせください。
※プレクストークを利用の場合で、読みたい本が決まっている方は「本のタイトル」「著者名」などを事前にお知らせください。

５．利用時間

開館時間内の利用（各図書館でご相談ください。）

■「拡大読書器」の利用サービス■

本館・二丈館・志摩館に「拡大読書器」を各１台設置しています。
画面の拡大表示、白黒や白黒反転、スクロールをして読み進めることができます。文字が小さい、ぼやけるなど、本が読みづらいと感じる方は、各図書館で職員に声をかけてください。

【拡大読書器(クローバーブックライト)】

【問い合わせ・受付先】
本　館　０９２－３２１－１４３２
二丈館　０９２－３３２－２１１８
志摩館　０９２－３３２－２１１９

１３　障がい者シンボルマークについて

(1)　障害者のための国際シンボルマーク

国際リハビリテーション協会によって障がいのある人が容易に利用できる建物、施設であることを明確に示すシンボルマークとして採択決定されたものです。

【問い合わせ先】

財団法人日本障害者リハビリテーション協会

（TEL　03-5273-0601　FAX　03-5273-1523）

(2)　身体障害者標識（障害者マーク）

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示する身体障害者標識（障害者マーク）で、やむを得ない場合を除きマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行なった運転者は、道路交通法の規定で罰せられます。このマークの表示については、努力義務です。

【問い合わせ先】

各警察署交通課

糸島警察署（TEL　323-0110）

(3)　聴覚障害者シンボルマーク

聴覚障がいのある人のコミュニケーションの円滑化を図るため制定されたもので、公的機関を利用するときは、ラベルを申請書、預金通帳、診察券などに貼り、胸にはネームプレートを付けます。

【問い合わせ先】

（社）全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

（TEL　03-3225-5600　FAX　03-3354-0046）

(4)　聴覚障害者運転マーク

聴覚障がいのある人であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、マークの表示は義務づけられています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

【問い合わせ先】

各警察署交通課

糸島警察署（TEL　323-0110）

(5)　盲人のための国際シンボルマーク

世界盲人会連合で 1984 年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障がいのある人の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。

【問い合わせ先】

日本盲人福祉委員会

（TEL　03-5291-7885　FAX　03-5291-7886）

(6)　オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を使用している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。

オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。

【問い合わせ先】

社団法人日本オストミー協会

（TEL　03-5670-7681　FAX　03-5670-7682）

(7)　ハート・プラスマーク

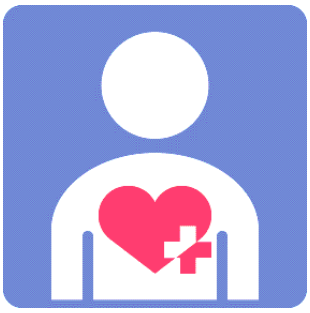

身体の内部に障がいのある人を表しています。内部障害（心臓、じん臓、肝臓、呼吸機能、膀胱、直腸、小腸、免疫機能）は外見からは分かりにくいため、電車などの優先席や障がいのある人用の駐車スペースを使用するときなどに、様々な誤解を受けたり、必要な手助けを受けられなかったりします。

このマークを着用されている人を見かけた場合は、内部障害について理解し、配慮する必要があります。

このマークは、内部障がいのある人が自発的に使用するものです。

【問い合わせ先】

ハート・プラスの会

（FAX　052-711-0180　E-mail　info@heatplus.org）

(8)　ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。補助犬はペットではありません。体の不自由な人の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されていますし、衛生面でもきちんと管理されています。

【問い合わせ先】

厚生労働省自立支援振興室

（TEL　03-5253-1111　FAX　03-3503-1237）

(9)　「白杖ＳＯＳシグナル」普及啓発シンボルマーク

白杖を頭上 50 ㎝程度に掲げてＳＯＳのシグナルを示している視覚障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖ＳＯＳシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。

白杖によるＳＯＳのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートしてください。

※駅のホームや路上などで視覚に障がいのある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりＳＯＳのシナグルを示していなくても、声をかけてサポートして下さい。

１４　障がい者団体の紹介

(1) 糸島市身体障害者福祉協会

■障がいのある人の福祉の向上と、
バリアフリーの実現を目指してがんばりましょう。■

身体障害者福祉協会は、市内在住の身体障害者手帳を持っている会員により組織された協会です。協会は、下記の行事を通して、会員相互の絆を大切に親睦・交流を目的に運営しています。ぜひ、私たちと共に障がいのある人の福祉の向上と、地域とのふれあい交流及び健康増進を目指しましょう。

入会資格	身体障害者手帳所持者（等級の制限はありません） 手帳取得の際には、ぜひご入会お願いいたします
会　　費	年会費 1,000 円
活動内容 各年度の 主な活動	○　ふれあいカーニバルいとしま ○　福岡県身障者体育大会参加 ○　糸島市身障者主催グランドゴルフ大会参加 ○　日帰り研修会 ○　福岡地区グランドゴルフ ○　日帰り旅行 ○　身障者だより発行（年２回）　など

ご入会につきましては、協会事務局にご一報いただけましたら、地域担当よりご説明に伺います。

【問い合わせ先】
糸島市身体障害者福祉協会　会長　福島　春夫　TEL 322-0925

(2)　糸島市手をつなぐ親の会

■手をつなぎあい、ともに学び、ともに伸びよう！■

手をつなぐ親の会は、保護者として心身障がいのある子ども・心身障がいのある人が生きがいのある生活をするために、学習会や交流会を通じて努力していくことを目的に活動しています。

「次のようなことが気になっているが、どうしたらいいのか分からない。」「相談窓口が分からない。」「いろんな情報がほしい。」など、ひとりで悩んでいませんか？会員になって、交流や親睦を図りませんか。

◇診断がついている
　①身体に障がいがある
　②知的な障がいがある
　③知的な障がいを伴わない障がいがある
　　・ＡＳＤ（自閉スペクトラム症・アスペルガー症候群）
　　・ＡＤＨＤ（注意欠陥・多動性障害）
　　・ＬＤ（学習障害）
◇次のような言動があるが、診断がつかない…
　①人とコミュニケーションがとれない
　②整理整頓が苦手
　③多動、多弁、場の雰囲気が読めない

■心身障がい児（者）緊急一時介護事業■

保護者や家族のレスパイト支援として、緊急一時介護事業を実施しています。

［利用例］
・兄弟姉妹などの学校行事、地域の行事に参加するとき
・親の会総会などの各会合に参加するとき
・自宅からスクールバス乗車までの見送り
・親の病気、通院など

［利用方法］
・保険などに入る必要がありますので、親の会への入会が必要です。
・利用料は１時間 200 円

【問い合わせ・申込み先】
糸島市手をつなぐ親の会　　会長　樗木　美鈴　　TEL 327-0080

(3)　糸島市精神障がい者家族会（いとしま会）

■ひとりで悩んでいませんか■

いとしま会は、心の病を持つ当事者を抱え、共に生活している家族の会です。

会は、お互いの悩みや思いを心開いて語り合う家族同士の話しあいの場です。、日々の当事者との対応の中で生まれる悩みや葛藤について様々な角度からの意見や体験を伝え、学び合い、そして励まし合う大事な会です。会に集うことで、皆さん元気をもらっています。

統合失調症・うつ病などの疾患と共に頑張っている家族の方達です。病気に対する知識を学びあい、励ましあい、支えあい、家族も当事者も安心して地域で暮らせるように、研修会参加や情報交換などを通して、啓発活動をより深めて行きます。家族は親だけでなく、兄弟姉妹、子どもなどいろいろな立場の人がいます。

一人で悩まず、同じ仲間として安心して語り合える場に集ってみませんか。

■家族の集い■

［日時］　毎月第３月曜日　13：30～15：30

［場所］　糸島保健福祉事務所１Ｆグループ活動室
（糸島市浦志二丁目３番１号　福岡県糸島総合庁舎 TEL　322-3326）
地域活動支援センター　いとしま工芸
（糸島市前原南一丁目１番１０号　TEL　322-9843）

【問い合わせ・入会申込み先】

糸島市精神障がい者家族会「いとしま会」
会長　山下　悦子　TEL・FAX　327-4615

いとしましやくしょ　　けんこうふくしぶ　　ちいきふくしか

糸島市役所　健康福祉部　地域福祉課

〒８１９－１１９２　糸島市前原西一丁目１番１号
TEL　０９２－３３２－２０７３　　FAX　０９２－３２１－１１３９
E-mail　chiikifukushi@city.itoshima.lg.jp